

# ラオス民法典の立法過程

JICAラオス長期派遣専門家

弁護士 入江克典

本稿は、筆者がラオス民法典の起草支援を通じてラオスの立法過程に関与した経験を踏まえ、事実関係及び今後に向けての教訓を記録として留めるものである<sup>1</sup>。

民法典は、国民議会において承認されるまで、概ね法令制定法の手続に則り、関係機関や市民からの意見聴取を経ながら起草されるなど民主的な立法過程を経た。ところが、承認後においては、法令の根拠なく、数名の関係者の手によって実質的な内容の変更を伴う法文の修正がなされ、また、民法典公布の国家主席令の日付が遡及されて発布された結果、想定外の時期に施行を迎えることとなった。

以下では、民法典の国民議会承認まで(第1)と国民議会承認以降(第2)に分けて詳述する。

## 第1 民法典の国民議会承認まで

### 1 事実関係(民法典の起草経緯)<sup>2</sup>

#### (1) 国民議会審議まで

法令制定法(2012年7月12日成立、19号/国民議会)第29条は、法案起草の方法として、①法案起草の政策決定、②草案起草委員の任命、③情報聴取と研究、④草案執筆、⑤意見聴取、⑥法案の提案書と影響評価書の作成という6つの手順を定めている。民法典の起草は、概ねこの手順に従い、以下のとおり作業が進行した。

①民法典は、第7次国家社会経済開発計画及び立法・改正に関する第7次国民議会5か年計画(2011年から2015年)に基づき、2015年内の成立を目標に、2012年6月に起草作業が開始された。②起草開始に際して、民法典起草委員会が編成され、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学、国民議会、外務省及び商業工業省から25名の起草委員が任命された<sup>3</sup>。③民法典の全体構成が決定された後、民法典起草委員会は、分野ごとに編成されたグループに分かれて研究を進めた。民事関係法令の研究の他、地方での実務調査を経た上、各国民法典を参照し(別紙8参照)、執筆を進めた。④2015年初頭ころには草案の形として取り纏められ、2017年5月の国民議会(第8回国民議会第3回通常審議)で審議されたが、パーニー国民議会議長より、国民議会議員や一般市民との対話が不足しているとの指摘を受け、成立には至らなかった。⑤その後、中央・地方の国民議会議員から国立大学、郡や村職員まで様々な意見聴取を行い、条文修正を重ねた。その結果、民法典草案は、司法省内での承認を経て、

<sup>1</sup> 将来ラオスにおいて立法過程の改善を試みる場合の参考となれば幸いであるが、この種の支援実施を推進する意図はない。

<sup>2</sup> 起草及び起草支援の経緯については、入江克典「ラオス民法典の概要(総論)」ICDNEWS79号(2019年6月)29頁以下参照。

<sup>3</sup> 民法典の国民議会承認時において、起草委員は49名となっていた。起草委員会の構成については、入江・前掲注2(29頁)。

2018年6月18日政府（内閣）に提出され、同年9月11日国民議会常務委員会に提出された<sup>4</sup>。⑥法令制定法に従い、政府（内閣）、国民議会常務委員会及び国民議会本会議に提出されなければならない書面のうち、民法典に係る「法案提案書」については司法大臣が作成して各議事に提出されているが（別紙5）、「法案の影響評価書」については提出されなかった<sup>5</sup>。

## （2）国民議会審議

民法典草案の審議は、第8回国民議会第6回通常審議（2018年11月20日から12月21日まで）において、12月5日14時から翌6日の終日にわたり行われた。

審議において用いられた資料は、①民法典草案のほか、②起草委員会からの質問事項（別紙4）、③司法大臣による民法典草案に係る提案書（別紙5）、④第3回通常審議（2017年5月）における司法大臣による民法典草案に係る提案書（別紙6）、⑤第3回通常審議における国民議会議員による意見に対する説明表（別紙7）、⑥民事関連分野法令に関する表（別紙8）の6点であった。

冒頭、司法大臣より上記③に基づき民法典草案に関する説明がされた後、国民議会議長より、議員に対する審議のガイダンスがあり、その後国民議会議員による民法典草案に対する発言が開始、翌6日からは、要所で防御委員会による解説が入る形で進行し、6日の16時より国民議会議長により国民議会議員の意見が要約され、投票に至った。

投票の結果、賛成108、反対10の賛成多数で、民法典は承認された（別紙1参照）。その審議過程及び決議の内容は、本会議で出た議員の意見を反映させるため、民法典の効力発生まで、関係者との議論等を通じて条文が改善されることを前提とするものであった。

## 2 今後に向けての教訓

法令制定法の規定、実際の民法典の起草過程及びこれらについて議論した2019年2月21日セミナーに基づき、法案起草の教訓として、以下のとおり整理する<sup>6</sup>。

### （1）草案の内容が国民議会審議直前まで確定しなかった

民法典草案は、前述のとおり、司法省、政府（内閣）及び国民議会常務委員会にそれ

<sup>4</sup> 法令制定法42条は、国民議会開催90日前までに政府（内閣）に対し、同法47条は、国民議会開催60日前までに国民議会常務委員会に対し、草案を提出することを求めている。

<sup>5</sup> 法令制定法39条は、法律起草の影響評価書とは、法律の新規起草あるいは改正に伴って生じるであろう法律面と財務面での影響についての研究報告書のことであり、影響評価書の作成については「特別の規則」において定める、と規定している。この「特別の規則」として、法令影響評価ガイドライン（Regulatory Impact Assessment [RIA] Guidelines）が制定されている。民法典についても、同ガイドラインによる影響評価を実施することが要求されたが、実施されることなく、施行に至った。

<sup>6</sup> 2019年2月21日現地セミナー及び同年3月本邦研修において、起草委員会が中心となり、民法典制定史を取り纏め、起草に関する事実関係を整理した後、法案起草の教訓を取り纏める旨決定したが、本稿執筆現在（2020年7月末）、逐条解説書の完成を優先させるという方針から、民法典制定史の執筆は進んでいない。

ぞれ提出され、承認を得ているが、承認を得た後も、(各機関からの修正の指示に限らず) 起草委員会会合で条文の修正が行われた。例えば、2018年11月9日、国際金融公社(International Finance Corporation: IFC)主催で民法典担保編に係るセミナーが開催されたが、会議の結果を受け、翌日より起草委員会内で担保編の条文内容の見直し作業が開始された。この時点ですでに民法典草案は国民議会常務委員会に提出済みで、本会議審議の準備が開始されていた。国民議会審議までに関係各機関との討議に十分な労力と時間をかける余裕がなかったことが影響している。

#### (2) 逐条解説書(リサーチペーパー)の作成

民法典起草に並行して逐条解説書が作成され、研究成果を蓄積しながら起草を進めたことは今後の重要な先例になる。しかしながら、逐条解説書は、本来、民法典草案と共に国民議会審議に提出するものとして草案と並行して作成が進められたものであるが、審議には間に合わなかった。国民議会前に少なくとも重要な点について整理した上で審議に臨めていれば、国民議会承認後の改訂を最小化できた可能性もある。

#### (3) 法案起草のためのルール(メタルール)の活用

民法典の起草にあたっては慎重かつ合理的に作業を進めるため、法案起草のためのルール(メタルール)が形成された。別紙3のとおり、第一草案の完成に向け、分野ごとの担当グループで起草したものを起草委員会全体で確認し、内容を確定していくというものであった。しかしながら、起草開始当初こそルールを遵守していたものの、全体会議に諮ることなく一部の委員により内容に手が加えられるなど、十分に機能しなかった。

#### (4) 起草の議事録の活用

法令制定法37条は、法案起草委員会の議事録の作成を要求しており、これに基づき、民法典起草委員会においても各起草会議において議事録を残している。この議事録が整理され、さらに公開されれば、民法研究の礎となる重要な資料となる。しかしながら、起草過程においては、議事録が参照されることなく、同一の論点に関する議論が何度も蒸し返され、起草作業の進行にとって大きな障害となった。

#### (5) 意見聴取の実施

法令制定法38条は、行政機関や一般市民からの草案に対する意見聴取手続を要求しており、これに基づき、民法典の起草においても、草案を関係機関に送付しコメントを求め、地方での意見聴取会議を開催し、多様な意見を吸い上げる取組みを行った。また、ウェブサイトにも草案を掲示し、一般市民からの声も集めた。この点、ラオス民法典起草が「比較法的に見ても、最も民主的な」過程を経たと評される点である<sup>7</sup>。今後の法案起草においては、JICA等支援機関からの援助なしに、いかに意見聴取を行い多様な声を吸い上げるかが課題となる。

<sup>7</sup> 松尾弘「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」ICDNEWS79号(2019年6月)26頁。

## 第2 民法典の国民議会承認以降

### 1 事実関係<sup>8</sup>

#### (1) 民法典公布まで（国民議会以降の法文修正の経緯）

前述の国民議会の審議及び決議を経て、起草委員会は、本会議で出た国民議会議員からの意見を取り纏める作業を開始した。司法省を中心とする一部メンバーにおいて意見の採否を検討した上、書面の形で2019年1月23日までに国民議会常務委員会に提出した（別紙9）<sup>9</sup>。

その後、起草委員会会合は開催されず、国民議会常務委員会、民法典防御委員会及び司法省からの数名（ナロンリット司法省局長が中心）での協議が行われ、都度、常務委員会から複数の条文の検討、指示があり、これを受け司法省内で修正作業が行われた。特に、一つの物に対する複数の担保設定及びその優先関係に関する523条及び524条の2か条については、パーニー国民議会議長（常務委員会委員長）より慎重な再検討の指示があり、司法省はこれを受け、ラオス銀行協会と共催して財務省、天然資源環境省などとの意見交換会合を実施した<sup>10</sup>。

民法典は、2019年5月24日に国民議会議長の承認を得られたことで公布間近と思われたが、その後も全条文についての細かな表現を含む修正作業が続いた。2018年改正家族登録法（44号／国民議会）や2019年改正土地法（70号／国民議会）との整合性の確認に加えて、起草段階で何度も議論した規定についても改めて議論を経た上での修正が加えられた。ほぼ毎月のペースで常務委員会との会合があり修正作業が続けられたようである。

#### (2) 民法典の公布・官報掲載・施行

民法典は、国民議会承認後当初、2019年4月から5月ころまでに公布されるだろうと言われていたが、実際には2020年3月30日ころに公布された<sup>11</sup>。もっとも、公布に係る国家主席令の書面上の日付は遡及され、2019年1月18日付となっている（別紙2）<sup>12</sup>。

<sup>8</sup> 各会議における起草委員会テクニカルグループリーダーのナロンリット司法省局長からの報告等による。

<sup>9</sup> 2019年1月10日起草委員会内会議録。

<sup>10</sup> 2019年4月11日起草委員会内会議録。司法省国際協力局長ケッサナ氏によれば、パーニー議長自身は、国民議会本会議でも、一つの物に対する複数担保の規定を置くことに反対していたが、多くの国民議会議員がこれに同意したため規定を置くことは承認し、内容は追って検討という状況であったとのことである。なお、天然資源環境省との土地運用に関する会合は2019年5月23日に実施されたとのことである。

<sup>11</sup> 2020年3月30日付で司法省から起草委員会に対する公布の報告があった。なお、公布が遅れた原因としては、2017年刑法典において国民議会承認後に複数の問題が見つかったことから、民法典においても常務委員会が慎重になっているとの報告を受けていた。

<sup>12</sup> 日付が遡って記載されたのは、法令制定法57条において、国民議会常務委員会は、議会本会議の日から20日以内に承認された法律を国家主席に対し公布の検討のため提案するとされ（別紙2のとおり、常務委員会から国家主席への提案は2019年1月4日付）、同法58条において、国家主席は、国民議会から法律を受領した日から遅くとも10日以内に法律公布の国家主席令を發布することを検討する、と規定されていることを受け、民法典の議会承認から相当期間内での公布が望ましいと考えられたからと思われる。なお、日付を遡及させて国家主席令を發布する運用は、民法典だけではなく他の法律についても行われている。

以上の経緯を経て、公布に係る国家主席令が発布されたことにより民法典の内容が確定し、5月11日の官報掲載を経て、同月27日に民法典は施行された。

## 2 国民議会承認後における実質的な内容の変更を伴う条文

筆者が認識する限り、国民議会承認後に法文を修正できる法的根拠は存在しないが、その修正は、形式面のみならず実質的な内容の変更にまで及んだ。以下のとおり分類した上、実質的な修正があった条文についていくつか紹介する<sup>13</sup>。

### (1) 国民議会審議における議員から意見による修正

#### ア 一つの物に対する複数の担保設定に関する条文

523条（国民議会承認時524条）は、国民議会審議時においては一つの物に対する複数の担保設定を認め、その実体的要件として、担保設定物の価額が債務の総額を上回ること、手続的要件として、債務者から後順位担保権者に対する通知義務の2点を定めるのみのシンプルな構成になっていた。しかしながら、施行時においては、担保設定物の価額が債務の総額を上回ることに加えて（523条1項2号）、各債権者間で把握する担保価値について特定すること（同条1項3号）、後順位担保の設定に際しての債務者から先順位担保権者に対する15日以内の通知義務（同条1項4号）などが規定され、手続が複雑化した。

これについては前述のとおり国民議会議長の主導の下、常務委員会からの強い修正要求があったことを受けてのものであり、議長の理解が得られなければ民法典全体を本会議で再審議するところまで迫られていたようである<sup>14</sup>。当プロジェクト民法アドバイザーグループも、国民議会ですでに承認を得ている上、手続を煩雑化するものであるから、本条の修正の必要はない旨の意見を提出したが<sup>15</sup>、採用されなかった。

今後は、上記規定に基づいた金融実務を実施できる体制を整えていくことが課題となっていくと思われる。

#### イ 民法典の効力発生に関する条文

630条1項は、国民議会承認時において、国家主席令及び官報掲載から365日後に効力を生じる旨規定していたのに対し、施行時においては、国家主席令発布から365日後及び官報掲載から15日後に効力が発生する、と修正された。

本条が起草段階において官報掲載から1年間（365日）の期間を置くと規定していた趣旨は、主として、民法典という基本法の制定に伴う実務上の影響を考慮して十分な周知期間を置くという点にあった。司法大臣も、民法典草案提案書においてこの趣旨について言及している（別紙6）。しかしながら、法令制定法が法律の効力は官報掲載から15日後に発生すると規定しているところ（80条1項）、これと整合させるべきである

<sup>13</sup> なお、承認後の法文の修正は民法典に限らず他の法律でも行われている。

<sup>14</sup> 司法省国際協力局長ケッサナ氏からの聴取（2019年5月27日）。

<sup>15</sup> 民法アドバイザーグループ「民法典修正案523条及び524条に対するコメント」2019年5月20日

との国民議会議員からの指摘を受け（別紙9）、これに従って修正がなされた<sup>16</sup>。

その結果、民法典は、前述した国家主席令の日付遡及と相俟って、急遽、施行を迎えることとなり、裁判実務の運用などにおいて混乱が生じ始めている<sup>17</sup>。

## （2）民法典成立後に常務委員会との協議を経てなされた修正

### ア 2019年土地法との調整のため修正された条文

2019年土地法（70号／国民議会、2019年6月21日成立、2020年8月28日施行）を受けて、民法典施行版では、地役権の登記に関する341条4項、地上権の登記に関する352条2項、買戻権の登記に関する427条4項及び担保登記に関する562条において、単に「登記」とのみ規定されていた箇所が「土地使用権活動登記」という用語に修正されている。

「土地使用権活動登記」とは、4種類の土地登記制度のうちの一つで（土地法92条。その他3種類は、土地台帳登記、土地権利証発行登記及び土地使用権変更登記）、土地使用権者が土地使用権のリース、担保設定、買戻特約付売買契約、契約による地役権、地上権及びその他の変動を記録し、認証するものである、と定義されている（土地法104条1項）

### イ 民事関連法に関する効力に関する条文

630条3項について、国民議会承認時は、民法典が「…担保法、相続法及びその他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つもの」に代わって効力を有する旨規定されていたが、施行時には、「…相続法及び担保法その他の法律の条文で…」と修正された。これは、国民議会承認前後で議論されてきた点で、担保法（2005年29号／国民議会）について、条文に応じて効力を残すことを想定した修正と思われる<sup>18</sup>。どの法律（法文）の効力が残っているのかを早期に整理した上で、関係法令の一部改正法を整備するなどの対応をするべきである<sup>19</sup>。

## 3 今後に向けての教訓（私見）

以上のとおり、民法典国民議会承認後の法文修正や国家主席令の日付の遡及は、法令の根拠なく、民主的な過程を経たものとも言い難い。このような慣習は、実務上の準備が不十分な状態で法を施行させるリスクを伴うことに加え、法運用の場面での法の軽視に繋がっている可能性もある。これらの点に関するラオス側の問題意識は総じて欠如しており、抜

<sup>16</sup> 630条1項に「法令制定法の規定にかかわらず」との文言が入っていれば、同条項の趣旨にかんがみ修正を避けられたかもしれない。

<sup>17</sup> 例えば、民法典の適用関係に関して、最高人民裁判所や最高人民検察院の複数名が、630条2項の規定が存在するにもかかわらず、紛争が裁判所に係属した日が民法典の施行（2020年5月27日）の前か後かによって民法典の適用を決することが簡便であると主張している。

<sup>18</sup> 民法典施行後において国民議会が公表するラオス法律リスト（2020年7月15日時点）をみると、契約内外債務法、所有権法、家族法及び相続法が抹消されているのに対し、担保法が依然記載されており、民法典によっても担保法の効力は残っていることが確認できる。

<sup>19</sup> ラオスにおいては、日本のように、何らかの法律の施行に伴う一部改正法が成立することは稀であるが、法令制定法にはこれを前提とした規定がある（10条）。

本的な意識改革を図るほかないと思われる。

また、国民議会承認後の法文修正は、承認までに議員による十分な検討、議論が尽くされておらず、議員の法案に対する理解が深まっていないことの裏返しでもある。国民議会法令研究所により国民議会議員に対する法案情報の提供を促進し、議員の能力を強化することなどを通じて<sup>20</sup>、法案起草の初期の段階から国民議会議員がその起草過程に関与できるようにする運用が有効と思われる。

## 別紙

- 1 民法典承認の国民議会決議（2018年12月6日付）
- 2 民法典の公布に係る国家主席令（2019年1月18日付）
- 3 民法典起草のためのルール
- 4 民法典起草委員会から国民議会第6回通常審議に対する質問事項
- 5 第6回通常審議（2018年12月）における司法大臣による民法典草案に係る提案書
- 6 第3回通常審議（2017年5月）における司法大臣による民法典草案に係る提案書
- 7 第3回通常審議（2017年5月）における国民議会議員の意見に対する説明表
- 8 民事関連分野の法令
- 9 第6回通常審議（2018年12月）における国民議会議員の意見に対する説明表

---

<sup>20</sup> 国民議会法令研究所は、2016年8月に設立された国民議会常務委員会と同等の機関である。主な任務は、新規法案の施行上の問題点の検討、既存法令の実施状況に関する情報収集・分析及び国民・県議会議員の研修（法案説明）である。ただし、同機関の資金不足及び人材不足が課題となっており（2017年2月7日、11月30日聴取）、現状、同研究所が立法過程においてどの程度機能しているかは定かではない。



ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国民議会

番号 109 / 国民議会

ヴィエンチャン首都 2018年12月6日

## 決議\*

国民議会審議における

民法典の承認に関して

ラオス人民民主共和国憲法（2015年改正）第53条第1号及び国民議会法（2015年改正）第11条第1号に基づく。

第8回国民議会第6回通常審議の2018年12月6日審議において、民法典の内容について幅広く詳細に検討した。

国民議会審議において〔以下のとおり〕合意した：

第1条 過半数の投票により民法典を承認する。

第2条 この決議は、署名日をもってそれ以降効力を有する。

国民議会議長

〔署名・押印〕

パーニー ヤートトウ

---

\* 翻訳：入江克典（JICA長期派遣専門家）



ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国家主席

番号 144/国家主席

ヴィエンチャン首都 2019年1月18日

### 国家主席令\*

ラオス人民民主共和国

民法典の公布に関して

- ラオス人民民主共和国憲法（2015年改正）第VI章第67条第1号によって；
- 国民議会の決議 番号 109/国民議会，2018年12月6日民法典承認に関して，によって；
- 国民議会常務委員会の提案書 番号 01/国民議会常務委員会，2019年1月4日，によって，

国家主席

ラオス人民民主共和国[国家主席]は国家主席令を發布する：

第1条 民法典を公布する。

第2条 この国家主席令は、署名日をもってそれ以降効力を有する。

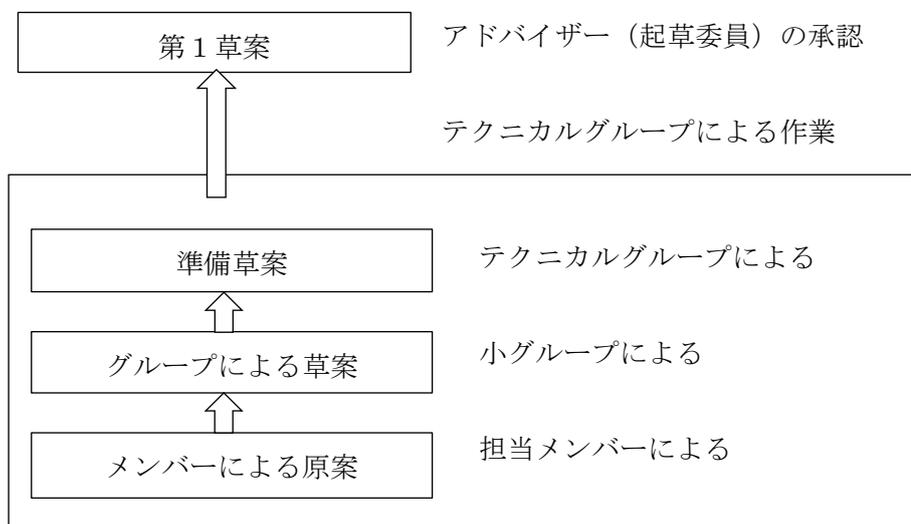
ラオス人民民主共和国国家主席

[署名・押印]

ブンニャン ウォラチット

---

\* 翻訳：入江克典（JICA長期派遣専門家）

1 起草の方法<sup>1</sup>

※起草のいずれの段階でも各条文について複数の案を提出することができる，例えば，案1…，案2…

## 2 原案の担当メンバー

別表参照<sup>2</sup>

## 3 このルールについて

全てのメンバーがこのルールに従う。

このルールはテクニカルグループの決定によりいつでも「改訂」できる。ここでいう「改訂」とは，変更し，加筆し，削除することをいう。

改訂された場合はいつでも，版の数を改めなければならない。

\* 翻訳：入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注は入江による。

<sup>1</sup> 起草委員会内のテクニカルグループ，小グループなどの構成については，入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICDNEWS第79号（2019年6月）29頁。

<sup>2</sup> 別表は省略する。起草委員会テクニカルグループ内において条文ごとに担当が決められている。

**民法典草案（第6版）に関する質問事項\***  
**第VIII回国議会議第6回通常審議**  
**2018年12月5日－6日，国民議会議**

---

民法典草案第6版は、**9編，51章，630か条**で構成される。

1. 民法典第2条に規定されている「民法典草案<sup>1</sup>」の定義の説明及び加えられた「一つの法律に集約させた<sup>2</sup>」との語は一貫していると考えるか？
2. 第5条は、民法典及びその他の法律の適用について、第6条は、実務慣習及び法律の類似する規定の適用について規定している。これらは一貫していると考えるか？
3. 第40条が規定する代理人になる権限を有さない者による代理及び第41条が規定する代理人の範囲を超えた代理の内容は、理解しやすく明確にするため改訂されたが、さらに改訂すべき点があると考えるか？
4. 第92条が規定する失踪の内容は、「その者は裁判所の宣告を受けたときに失踪したものとす」との用語を追加し明確に簡潔に改訂したが、この点は明確か、または、さらに改訂することが必要か？
5. 第145条が規定する婚約は、国民議会議員のコメントに基づき改訂し、第1項の婚約に関する合意書を作成する点改訂し、第2項の「婚約は男女が婚姻するための要件ではない」という点及び第3項の「婚約は罰金（違約金）を伴わない」という点削除し、婚約は選択肢であって婚姻申込や婚姻の前に行わなければならないものではないことを意味する「婚約は行っても行わなくてもよいが、法的な効果を有しない」との一文を追加した。この内容についてはどうか、さらに改訂する必要があるか？
6. 第149条が規定する夫婦となる前の交渉は、国民議会議員からの男女平等の観点から調整する必要があるとの提案に基づき、条文の表題について、以前の「婚前交渉」から修正したものである。この規定は整合していると考えるか？
7. 第173条が規定する任意の離婚の内容は、より明確に家族登録法と整合させるために改訂され、「任意の離婚が効果を有するには、家族登録法に従い、男女の居住する郡レベルの内務事務所で登録しなければならない」との一文が追加された。この規定は整合していると考えるか？
8. 第189条は、新しい条文として、国民議会議員からの提案に基づき、夫又は妻の自然による死亡について述べるものであり、「夫又は妻の自然による死亡とは、病気、加齢、事故及びその他の事情により死亡すること」と規定し<sup>3</sup>、第190条の裁判所の判

---

\* 翻訳：ユア・ソン（JICAプロジェクトスタッフ），入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注は入江による。

<sup>1</sup> 「草案」の部分は誤記と思われる。

<sup>2</sup> 民法典施行版までに同文言はさらに修正された。

<sup>3</sup> 民法典施行版までに同文言はさらに修正された。

決による夫又は妻の死亡と区別している。この規定は、整合し、完全であり、包括していると考えるか？

9. 第339条は、地役権（タートサパープ）の定義について述べるが、起草委員会は、2017年に改正され施行された水及び水資源法に規定される「タートサパープ」の用語と一貫させるため、再度条文の内容を改めた。この内容についてはどうか、さらに改訂する必要があるか？
10. 第630条は、民法典の効力について、民法典施行になり民法典が適用される際の運用について準備する時間を設けるため、国民議会の承認から<sup>4</sup>1年（365日）後に発効する旨規定している。1年間との期間の規定についてはどのように考えるか？

---

<sup>4</sup> 「公布の国家主席令が出され及び官報に掲載された後」から1年の誤記と思われる。



ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

司法省

第 VIII 回国民議会第 6 回通常審議に対する  
サイシー・サンティワォン司法大臣による  
民法典草案の提案書\*

尊敬する国民議会議長

- 一 尊敬する国民議会議員の皆さま
- 一 尊敬するご参加の皆さま

私は、ラオスの歴史的な民法典起草委員会の代表として、議長から許可をいただき、第 VIII 回国民議会第 6 回通常審議に対して民法典草案の改正について報告させていただくことを誇りとし、光栄に感じ、以下の項目に従って報告いたします：

1. 民法典草案の意義と重要性
2. 一年間以上の民法典草案の改正
3. 民法典草案の構成及び内容

### 1) 民法典草案の意義と重要性

皆さまご存知の通り、国を安定、強化させ、国民が豊かで幸せになり、社会に民主主義、正義、文明がもたらされることを達成するために、国家、社会を法律によって着実に管理することは、国の保護及び発展の二つの戦略任務の実行において客観的に重要である。

民法典と刑法典は、憲法の次に最も重要な二つの基本法であり、国において最高位の法律である。

刑法典は、犯罪行為を規定する。刑法典に規定する罪を犯した場合、国家に対する犯罪行為となる。国家は法律に基づき、国家の統治権、個人・法人・国家の組織の権利及び利益を保護するため、罰金や罰則などを科すなどの措置を行うことができる。

民法典は、出生の日から死亡の日まで、国民の民事関係における権利と義務を保護し、これを規定する。民法典本来の趣旨は、「個人」の財産及び財産でないものの関係を規定することであり、つまり、「国家」は国民に対して民事的なルール・原則、権利及び義務を規定することである。したがって、民法典は、人の出生の日から死亡の日まで、すべての（民事）関係における各個人の権利と義務を規定することを意味する。現在、ラオスは、民事に関する法律及び法律の下にある法令として 20 本以上を有する。例えば、所有権法、家族法、契約内外債務法、養子縁組に関する首相令、協会に関する首相令などである。このように、民法典は各民事関係を体系的及び統一的に一つの法律として整理する。民法典草案が承認された時、630 条に基づき、それらの法律に代わって民法典となる。

\* 翻訳：パイパティット・ケオハボン、入江克典（JICA 長期派遣専門家）

よって、民法典と刑法典が客観的に重要及び必要であり、我が国は、国民の正当な権利・利益を保護し、安全・平穩を保障し、我が国の保護及び発展に対する前提条件を設定し、党・国家の各時期の方針に従って実施し、社会において人の行為を改善することにおける根拠とするために規定しなければならない。現在、皆様ご存知のとおり、刑法典は施行され、発効した。残っているのは民法典であり、この第 VIII 回国民議会第 6 回通常審議において検討及び承認されるであろう。

我々、民法典起草委員会は、民法典があることによって、従来に社会で発生した問題または紛争の解決に対して役に立ち、以前より法律をよく理解でき、法律の執行ももっと良くなる、と考える。特に：

1. 民法典は、様々な法律の間の不整合と不統一によって、法律の解釈が統一せず、法律の施行が統一できないこと、社会における法的な不整合が発生し、法的な反論が増えていき、裁判の判断が不明確、不安定、推測できないことなどに対して、役立つものである。
2. 民法典は、現在及び将来の経済・社会の発展の必要性に対応し、調整できるような今までにない新たな原則を規定する；経済・社会が発展するほど、新たな紛争が生じ、その紛争はいかなる法律又は法令にも規定がない。よって、民法典は、法律制度においてそれらの問題を調整する役割を持つ。
3. 民法典は、あらゆる問題において民事であるか刑事であるかの区別を明確にし、法律の執行に混乱しないように役に立つものであり、さらに、従来よく発生した「民事事件を刑事事件にし、逆に刑事事件を民事事件にする」法律の不明確な解釈の格差を整理するものである。
4. 民法典と刑法典は、国際及び国内の法律、さらに司法分野における繋がりにも関与するものである。

## 2) 一年間以上の民法典起草の改正

### **尊敬する国民議会議長、国民議会委員会代表者の皆さま**

この民法典草案は、前回 2017 年 5 月における第 VIII 期国民議会第 3 回通常審議に意見聴取として提案し、国民議会委員会からの 90 件の意見と提案があった。国民議会の指摘に基づき、司法省は関係者と協力して以下の方法及び手順により民法典草案の改正を行った：

1. 意見聴取会議において、国民議会委員会からの民法典草案に対して 90 件の意見・提案を詳細的に研究・検討した。40 件の意見は 32 の条項について改正を行い、残り 50 件の意見はすでに国民議会委員会の皆様に提出した説明書に民法典起草委員会が説明している。
2. 引き続き、追加 5 つの機関に民法典草案について意見聴取及び意見交換を行った：
  - 2017 年 12 月、アッタプ県の第 17 選挙地区の国民議会常務委員会及びアッタプ県・セコン県・サラワン県の国民議会委員会に普及及び意見聴取を行った；
  - 2018 年 2 月、サイヤブリー県の第 7 選挙地区の国民議会常務委員会及びサイヤブリー県の国民議会委員会に普及及び意見聴取を行った；
  - 2018 年 4 月と 5 月、ビエンチャン首都にある 2 つの郡、チャントブリー郡とサントン郡における村長、女性同盟及び村警察に普及及び意見聴取を行った；
3. 2017 年 6 月、民法典起草委員会とベトナム専門家及び日本専門家との間で民事法に関するセミナーを行った。その後、2018 年 2 月、ラオス司法省は、ラオス民法典草案の整合性についてベトナム司法省と一緒に検討及び意見交換を行うために、委員会の代表者をベトナムに送り出した；

4. 民法典起草委員会は、各条文が明確、正しい文法にさせ、法律に従って合致させ、わかりやすくさせるために、各条文の書き方・文章・言葉の検討、整理及び改正を行った。さらに、民法典草案と有効な法律（2017年改正水及び水資源法、2018改正家族登録法、現在改正している土地法草案）を研究、検討及び整理した。民法典草案を改正した結果、担当委員会は14条項を追加することを合意し、合計629条になった。
5. 国民議会と連携し、2018年10月19－20日に民法典草案の包括的な内容の検討会議を行い、一部の内容を追加に改正した。但し、629条はそのまま維持している。その後、国民議会委員会と意見交換をする機会を得るために、2018年11月8日、第VIII期国民議会第6回通常審議への提出に向け、内容面の質の向上に関する検討会議に民法典草案を提案した。この会議により、国民議会委員会の意見に基づき、一つの条項（189条：夫と妻の自然による死亡）を追加する必要があると考えた。

### 3) 民法典草案の構成及び内容

#### (1) 民法典草案の構成について

民法典草案は、IX編に構成され、51章で630条がある。民法典草案の構成を統一させるために以下のように改正した：

- 第II編の代理に関する第3章を第I編の第4章、法律行為の次に移動した；
- 担保に関する第VI編を契約外債務に関する第VII編の場所に移動し、既存の第VII編を第VI編の場所に移動した。これによって、以前より統一性が改善した。つまり、第V編は契約内債務について、第VI編は契約外債務について、第VII編は担保について、規定する。

まとめると、新しく改正した構成は以下の通り：

**第I編**：総則，6章で62か条ある（第1条～第62条）

**第II編**：人及び法人，2章で74か条ある（第63条～第163条）

**第III編**：家族，9章で90か条ある（第137条～第226条）

**第IV編**：物，所有権及び物に対するその他権利，11章で135か条ある（第227条～第361条）

**第V編**：契約内債務，10章で108か条ある（第362条～第469条）

**第VI編**：契約外債務，4章で40か条ある（第470条～第509条）

**第VII編**：担保，4章で55か条ある（第510条～第564条）

**第VIII編**：相続，5章で64か条ある（第565条～第628条）

**第IX編**：最終条項，2か条ある（第629条～第630条）

改正及び提案したこの民法典草案は多数意見の合意を受けたものである。

尊敬する国民議会委員会の皆様へ

#### (2) 民法典草案の内容改正について

民法典起草委員会は内容についても改正を行った：

1. 法的な専門用語により明確性、統一性を持たせ、慎重に改正した；
2. 意見聴取の際の国民議会委員会からの意見に基づいて、統一していない条項の内容を明確に改正し、わかりにくい文章の使用を避け、新たな文章を整理した；
3. 民法典草案と有効な法律の間の内容の統一性を再検討した。この民法典草案の630条において皆さまは「新」という用語を見たと思うが、これは新しく作成した条文という意味、「改正」は現在の有効な法律からの条文を改正したものであるという意味、何も記載がないものは現在の有効な法律からの条文をそのまま維持するという意味である。国民議会会議で民法典草案が承認された時は、「新」と「改正」の言葉を削除する。

4. **630か条**において、効力のある法律からそのまま維持する条文は**105か条（16%）**；改正された条文は**268か条（43%）**；そして、新しく作成した条文は**257か条（41%）**を有する。

**尊敬する議長，そして，国民議会委員会 へ**

民法典草案は，現在の我が国の経済・社会の状況・条件に合わせて何度も研究，改正が行われましたが，第6回通常審議において国民議会委員会からすでに皆さまに送付された詳細な質問に基づき，検討し，意見を述べていただきたい条項があります。

また，国民議会委員会からの追加に意見又はアドバイスがあれば，それを書いて民法典起草委員会に送付してください。我々は，ラオス民法典を完全及び包括的な物にさせるために，皆さんのすべての意見を受けて検討したいと考えます。

司法省アドバイザー委員と民法典起草委員会は，この民法典草案に対して，今回の第VIII期第6回通常審議において国民議会委員会の皆様からの支援及び承認の検討をいただくことを期待いたします。

最後に，議長の皆様，国民議会委員会の皆様，会議の参加者の皆様のご健康，この第VIII期国民議会第6回通常審議の成功をお祈りいたします。

**感謝**

第 VIII 回国民議会第 3 回通常審議に対する  
サイシー・サンティウォン司法大臣による  
2017年5月15日付民法典草案提案書\*

---

尊敬する国民議会議長

— 尊敬する国民議会議員の皆さま

— 尊敬するその他ご参加の皆さま

司法省及び起草委員会を代表して、当国民法典第一次草案を簡潔にご報告いたします。

1) 民法典を起草する理由及び必要性

1986年以來の党戦略を推進し実施するため、ラオス人民民主共和国は法を採択し20以上の民事分野に関する法律を公布してきた(法令リストの詳細は添付資料による<sup>1)</sup>)。これらは国による社会運営のための基本手段であり、平和構築へ寄与し、社会組織を保証し、ラオス国民の物心両面での必要性に応じ、社会経済の発展を支援し、多民族であるラオス市民の正当な権利利益を保証し、法令によりラオス国民の所有権を支持するものである。

しかしながら、継受し公布してきた民事分野の基本法は、その執行後いくつかの分野及びいくつかの内容において矛盾し一貫していなかった。いくつかの原則が正確に規定されておらずこのことは国民の法に対する理解を困難にする原因となり、実務においても法律問題に関する議論をもたらしている。社会・経済が急速に発展し、それにより生ずる新たな紛争が未だ法により規定されておらず、また仮に規定されていたとしても未だ現実社会と一貫しないものであるとすれば、その衝突がより増えるであろう。民事分野における法執行は、未だ、ビジネス的動向や社会経済メカニズムを効率的な国家的調整に向けて支えられていない。

したがって、民法典の起草は、社会経済及び政府戦略に従って現行法を修正するものであり、広範囲の法体系を統一の取れた明確なものとする。さらに、法の格差を解消し法執行に係るさらなる理解を築き、加えて法を透明性があって公正なものとするものである。これは、権利を保護し、市民に利益を享受させ、加えてラオスが発展し将来的にさらに繁栄していくための基礎となる国内外の投資を促進させるため、非常に重要である。

さらには、刑法典とともに民法典を保有することはラオスにおける法体系を強固に包括的にしていく。これはラオスにおける法体系を他の途上国の法体系と統一化させるこ

---

\* 翻訳：ユア・ソン（JICAプロジェクトスタッフ）、入江克典（JICA長期派遣専門家）。提案書の中で用いられている英語、フランス語及びバーリーサンスクリット語表記は、そのまま記載している。脚注のコメントは入江による。

<sup>1</sup> 別紙8参照

とを支えるものである。

## 2) 民法典起草の準備

社会経済発展のための第7次国家計画及び立法及び改正に関する第7次国民議会5か年計画(2011年から2015年)に従い、政府は、司法省による他の関係機関とともに実施する民法典起草に係る活動を承認した。

2012年3月、司法省は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、国民議会法務委員会、商業工業省、外務省及びラオス国立大学法政治学部からの44人の代表により構成される民法典起草委員会に関する合意書を発行した<sup>2</sup>。

民法典に関する理論的実務的知識を構築するため、2014年より司法省はラオス国内で40以上にわたるセミナーを開催した。その中には、2014年から2016年にわたる海外の専門家を招いての3度の技術的協議、ベトナム、タイ、そして日本において幾度も実施した起草委員会のための意見交換も含んでいる。これらのセミナーに出席して以降、起草委員会は、2015年に民法典草案が完成するまで協議を継続しラオス民法に関する理論をまとめた。

2014年から2016年までの間、起草委員会は、国の法司法セクターとの間で6度にわたる意見聴取会議を開催した。2016年6月には、民間セクター、特に金融機関、銀行、その他の貸金業者との間で、民法典草案に関する2度の意見聴取会議をヴィエンチャン首都において開催した。

2017年2月16日から18日までの間には、起草委員会は、ヴィエンチャン首都において、北部及びヴィエンチャン首都から国会議員を招いて最初の意見聴取会議を開催した。2度目は、2017年3月14日から17日に、チャンバサック県において意見聴取会議を開催し、中部及び南部の国会議員を招いて行われた。これら2度の意見聴取会議以来、ほとんどの国会議員が民法典草案の構造と主な内容に賛同した。草案は、不正確な用語、文章、条項及び矛盾した内容に関する国民議会議員からのコメントについて、依然改訂の必要があるが、私たちは、完全であり包括的であり正確な改訂とすべく、さらなる議論の参考として、すでにこれらに対する注意を払っている。

## 3) 民法典草案の構造と内容<sup>3</sup>

### 3.1. 民法典草案の構造

ラオス民法典はフランス民法典とドイツ民法典の構造を組み合わせて規定されており(両民法典は国際的な民法典の重要な基礎理論である)、特に国家の権利と公共性を基礎としている点はラオスの民法理論を承継している(これはベトナム民法典に

---

<sup>2</sup> JICAプロジェクトが受領した資料によれば当時は25名だったとのことである。

<sup>3</sup> 編の構成、条文番号、条文の数などは、第3回通常審議時(2017年5月)のものであり、民法典施行版とは異なる。

類似する)。よって、ラオス民法典の構造は、まず人について述べ、次に物について述べ、そしてその後人との関係について述べるという考えにより整理されている。

ラオス民法典の多くの内容は現行法令から採用したもので、112条の原法文、251条の改正法文、252条の新条文から構成されている（各条の参考情報として本書面添付の民法典草案の概要表を参照）。

ラオス民法典は以下のとおり9編、52章、615条の条文から構成されている。

第I編：総則について5章、45か条(1条から45条)から構成されている。この編は新しく規定された28の条文と現在の法律から改正した17の条文により成り、基本原則、期間、法律行為、時効が規定されている。この編は、主にベトナム民法典に基づき、その他には日本民法典、カンボジア民法典及びタイ民商事法典に基づいている。

第II編：人と法人について3章、86か条(46か条から131か条)から構成されている。この編は、現在も有効な法令から改正された35か条、新しく規定された51か条により成る。第II編は2つの主たる内容を述べる。一つは人と法人、もう一つは権利能力、行為能力、失踪、死亡宣告である。さらに、法人に関する総則には社団及び財団が含まれ、これは関連規則から一般的な基本原則のみを引用して規定されたものである。社団や財団に係る詳細な運営や実施に関しては、依然現在用いられているメカニズムが維持されている。この編はベトナムから学んだもので、[ベトナム法に] 非常によく似ている。

第III編：家族について9章、89か条(132条から220条)にて構成されている。その構成及び内容はほぼ現行家族法が維持されており、13か条が同法から、57か条が同法の改正、19か条が新しく規定された条文である。この編は、婚姻、離婚、親権の取得、子の権利・義務、ラオス国民と外国人の婚姻、養子について規定している。

第IV編：物、所有権及び物に対するその他の権利について11章、134か条(221条から354条)で構成されている。その構成及び主たる内容は、現行所有権法(財産法)が維持されているが、現在の考えに合うように修正され、また新しい必要性に基づく内容が加えられている。22か条が現行法から、41か条が現行法の修正、71か条が新しく規定された内容となっている。この編は、物、物の種類、所有権の取得、変更、終了、所有権の保護、地役権及び地上権について規定している。

第V編：契約に関しては10章、108か条(355条から462条)にて構成されている。その構成及び内容は主に契約内外債務法が維持されており、同法より33か条、修正されたものが46か条、新しく規定されたものが29か条である。この編は契約を締結する際に非常に重要であり、契約の原則と16の具体的な契約、売買契約、

消費貸借契約，贈与契約等が規定されている。さらにこの編ではサオスー契約，保険契約，コンセッション契約なども規定されている。

第 VI 編：担保については4章，48か条（463条から510条）で構成されている。この編は現行担保法から6か条，同法の修正から17か条，新しい条文が25か条加えられている。さらにこの編では現実に調和するように内容が修正されており，さらに用語についても例えば，「ガーンスワッチャム（質）またはガーンカンパカンドーイサンハリマサップ（動産担保）」は「ジャムナム（質）」という用語に変更し，また「ガーンカンパカンドーイアサンハリマサップ（不動産担保）」は，「ジャムノーン（抵当）」という法律用語が使われることとなった。人または法人による担保については現行法が維持されている。

第 VII 編：契約外債務は4章，40か条（511条から550条）により構成されている。この編は，契約内外債務法から修正され，現行法から7条が残り，11条が修正され，22か条が新しく規定されており，その中には，民事関係における不法行為に対して，問題解決のため正確かつ適切な損害賠償を確保する規定も含まれている。

第 VIII 編：相続は5章，63条（551条から613条）で構成されている。この編の主な内容は現行相続法から受け継いでおり，31条が現行法，27条が現行法の修正，法が明確かつ包括に規定していなかった部分に対する5か条が新しく規定されたものである。

第 IX 編：最終条項については2か条が規定され，民法典の効力について規定している。この民法典は官報によって掲載された後1年後の発効を規定する。

この1年間（2019年1月見込み）について規定する理由は，1）広く市民に普及させ，効果的で統一の取れた実務となるべく国内の法律分野で働く職員の理解をより深めるため，2）効果的な民法典の実施を促進すべく関連法令を改正し施行するため，3）効果的な体系を構築するため，例えば，土地移転，動産質，抵当に関する登記，家族登録などに関して，である。

この民法典草案の615条の中には，どの条文が現行法に基づき，どの条文が修正され，また新しく規定されたかについては規定していない。それは，条文を読み，分析する際の混乱を防止するためである。なお，本書面には参照条文リストをつけている。

### 3. 2. 民法典草案の本質的内容

一般に，民法典草案は民事分野で重要な多くの基本原則を規定したが，ここでは以下のとおり考察のため新しく加わったいくつかの内容を示し強調する。

#### 1. 法律行為（ニティカム）

法律行為（英語で“juristic act”，フランス語で“actes juridiques”）は，民法における主要な原則である。ニティカムとの用語は混成語で，「法律」又は「法

的正当性」を意味するニティという言葉と、所作（ガムラン）（ກາຍະກຳມັງ）や言葉（ワーチャー）（ວະຈິກຳມັງ）や思考（クワームヌクキド）（ມະໂນກຳມັງ）による意図に由来する「行為（ガンガタム）」を意味するカムという言葉から成る；要約すると、法律行為は、法的事項に関する行為（ガンガタム）を意味する。法律行為（ニティカム）（juristic act）と法律事実（ニティヘッド）（法的効果が生ずる出来事-legal cause）は義務の要素（source of obligation/sources des obligations）となる。例1：A男がB男に車を任意に譲渡する旨合意し、B男はこれを受け取る旨合意した。A男は合意に従いB男に車を引き渡す義務を有する。例2：A男は信号をすり抜け運転しB男に衝突した。A男は治療費及び損害を支払う義務を負う。その結果、民法典第I編、第3章（12条から25条）に規定される法律行為は、民事関係（サーイポワパンターンペーン）に際して適用される。この用語は、（法律事実（ニティヘッド）との用語と共に）法律用語である。さらに、〔この用語は、〕行為（ガンガタム）のほかに、意思（チェッタナー）を示す異なる方法：口頭、書面またはその他の方式、例えば、契約締結、遺言作成、物の引渡し及びその他電子通知（チョトマイターンエレクトロニクウーン）、で用いられる；加えて、内部規則（ゴッラビヤップ）やその他の法的文書（社会関係を調整するための政府による行政法律行為）を作成することもこれに含む。

## 2. 人の分類または行為無能力者

民事分野における（通常の）人は主に2種類に分かれる、一方は行為能力者、他方は行為無能力者である。行為能力は第II編の第1章に規定されている（50条から60条）。行為能力者とは18歳に達した人をいい、行為無能力者とは、成年に達していない18歳未満の人、行為能力を限定された者及び行為能力を喪失した（精神障害を有する〔ペンバーシアチット〕）者をいう。

## 3. 物の占有

物の占有は、主として所有権の原則であり、民法典草案第IV編第2章（229条から242条）に規定されている。この原則は現在使われている所有権法を改正したものである。所有権に基づかない物の占有を認めるための規定は、物の売買や便利なサービス提供などの取引を促進するためであり、社会に対して新しい価値を付加するものである。

## 4. 地役権（タートサパーブ）

地役権（servitudes）は、物に対する権利（real rights）に関する新しい民事分野の基本原則であり、国際的な民法典（フランス、ドイツ、日本、タイ及びベトナム民法典）の基本原則に従って規定されている。タートサパーブとの用語は民法典起草委員会が作成した用語で、地役権契約に基づき、自己の便益のために（ティーディンコーンタート〔承役地〕dominant land）、他人の土地（ティーディンタート〔要役地〕servient land）を利用することを意味する。「タートサパーブ」との

用語は2つの用語で成り立っている。1)「タート」は奴隷を意味し、「ターシー」は女性の奴隷を意味し、「ターサー」は一般的な奴隷(男女共に使う)を意味するが、「タートゥ」(仏塔, 僧, 舎利塔)を意味しない。この語が使われる理由は, 地上権に関する合意を成立させた土地所有者が他人の利益を使うからである。2)「サパーブ」は, 奴隷のような法による土地の状態(サパワ)を意味する。

実際, 現行法でも, 所有権法, 土地法, 森林法, 水及び水資源法及び電気法において, 「避けられない状態」という用語を使っているが, それは, 土地を接収するまたは公共の利益のために法によって他人の土地を強制的に使うといったことで, 法律用語としては存在していなかった。

地役権は, 民法典第I V編第10章(333条から354条)に規定されている。地役権は, 法律による義務がある場合を除き, 人は, 土地を他人の利用に供するために合意できるという原則を定める。例えば, 道路を有しない土地を持つ者において, 所有権法は, そのような者は近隣に対して主要な道路にでるまでの道路を要求することができる」と規定する。そのルールによれば, その道路の幅は最低4メートルを有する必要がある, 仮にその者が8メートル以上を要求する場合, その者は隣人が承諾するべく交渉することができるが, もし隣人が要求を拒否した場合は, 4メートルを取得するにすぎない。

## 5. 地上権

地上権(Superficies)は, 物に対する権利(real rights)に関する新しい問題に係る民事分野の基本原則であり, 国際的な民法典(フランス, ドイツ, 日本, タイ及びベトナム民法典)の基本原則に従って規定されている。地上権は民法典第I V編第11章(343条から354条)に規定されている。地上権は, 地役権と同様, 民法典草案に規定される新しい問題である。

地上権は, 地上権者がその利益のため何らかの活動を行うために他人の土地を利用する権利であり, 例えばゴムの木を植えるために土地を賃借することは, 法律に反するものではない。地上権による使用は土地の賃借とは異なる。それは地上権が地上権設定期間において自由に譲渡できまた相続できる点である。

地役権及び地上権は, 特に最も高い収益を得られる土地の資源運営のために新しく規定されたものであり, 効率的に資源を入手し利用する社会のニーズに応えるものである。

さらに民法典には, 審議に提案できなかった改正され及び新しく規定された多くの内容が存在している。

## 4) 結論

民法典を採択しラオス人民民主共和国で公布するとき, 達成されるであろう利益が存在する。

1. 私たちは起草された民法典に誇りを持つことができる。なぜなら、これはまさにラオス人民民主共和国の法司法分野の発展にとって偉大な功績であるからである。私たちは国内外の研究を比較調査したが、全ての内容は、社会経済発展計画とラオスの伝統に調和させるための深い議論と創造性によるものである。これは社会主義がたどり着く到達点とラオス人民革命党第10回党大会決議の突破<sup>4</sup>の方針の実施を確かにするものである。
2. ラオス国民は、矛盾のない法体系の確立や政府職員が統一的に機能することにより、法体系に関する信頼を構築し、法・司法分野における党指導を支える点において、直接間接に利益を享受できる。
3. ラオスの法体系が他の開発国と同一のものとなることを支持するものである。なぜなら、民法典は憲法に次いで重要かつ必要不可欠な法であり、人相互の関係を調整し、人民民主制としてラオス国民の権利義務を規定している。
4. ラオス人民民主共和国は地域的レベル国際的レベル両面の国々からさらなる信頼と承認を得ることとなる。なぜなら、法は、ラオス国民だけでなく、外国投資や旅行に際しての外国人の権利利益を確かなものとするものであるからである。

以上のとおり、民法典草案を完全で包括的なものとするため、検討のガイダンスを会議に対して報告する。

感謝

---

<sup>4</sup> 突破とは、人民革命党大会により示された国家目標達成のためのスローガンである。

第 VIII 回国会第 3 回通常審議における

国民議会議員による提案に関する説明 \*

2017年5月15日—16日

国民議会議員の提案は 90 か条・145 か所である。

- 提案のとおり修正することに同意したものは 32 か条である。
  - 国民議会議員の提案により民法典起草グループが検討し修正したものは 15 か条である。
- 合計で 47 か条を修正した。
- 43 か条についても検討したが、(提案が) 首尾一貫していない。よって、現状維持している。

---

\* 翻訳：ユア・ソン（JICAプロジェクトスタッフ），入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注のコメントは入江による。

第 VIII 回国民議会第 3 回通常審議による提案に関する民法典草案の説明表

提案/質問/コメント	説明	改訂
<b>(1) 第 1 条 目的</b>		
<p>3 行目の「平等」の後に「<u>連帯及びラオスの善良な慣習</u>」を加えることを求める。</p> <p>「適法性」の後に、「<u>現実との整合性</u>」を加える。</p> <p>「<u>人民の物心両面の要求に応える</u>」との部分を「貢献する」の後に移動し、「社会経済の発展」の前に「<u>貢献する</u>」を加える。</p>	<p>提案のとおり修正することに同意する。</p> <p>この用語を規定していないのは、法について述べる語というよりも、法原則を規定する語だからである。</p> <p>提案のとおり修正することに同意する。</p>	<p>この法典は、人、法人及び組織(ガーンジャットン)の権利義務の発生、変更及び終了に関する原則(ラッガーン)、ルール(ラビヤップ)及び措置(マータガーン)を規定し、もって、<b>社会の平等</b>(サムーパーブ)、正義(ニュティットム)、適法性(トゥークトーンタームゴッマーイ)、平穩(クワームサゴップ)及び秩序(ペンラビヤップヒヤップホーイ)を保障(ハッパカン)し、国家、集団(ルワンムー)、組織及び個人の権利及び利益を確実に保護し(ネーサイポッポーン)、<b>人民の物心両面の要求に応えることに貢献</b>(パゴープスワンカオナイガーンガトウックスックユー)し、ラオス人民各民族の連帯及び国の善良な伝統慣習を保護し、社会経済を進展させるものである。</p>
<b>(2) 第 2 条 民法典</b>		
<p>より正確になるようもう一度改訂することを求める。</p>	<p>提案のとおり修正することに同意する。</p>	<p>民法典とは、人、法人及び組織の民事関係における権利義務の発生、変更及び終了に関する<b>多様な原則を体系的に集約させた一つの法律</b>であり、例えば、物、所有権、家族、契約内外の債務、相続などである。</p>
<b>(3) 第 3 条 用語の説明</b>		
<p>例えば、動産とは、不動産とは、人とは、法人とは、権利自由とは、任意性とは、のように、さらなる説明することを求める。</p> <p>第 1 号について、「人」の後に「<u>法人及び組織</u>」を加えることを求める。</p> <p>第 3 号について、「<u>台風及び戦争</u>」を加えることを求める。</p>	<p>第 3 条の趣旨は、一民法典の全編に出てくる一般的な用語を要約し理解と用語の使用を統一すること                      一用語が具体的であり関連セクター(の法律)にも使われるものであること                      一単純明快で具体的な法律的な意味を持たない用語については規定していない、また、他の法律において既に規定されている用語については、再度規定すると用語の意味について混乱を招く可能性があること</p> <p>よって、民法典第 3 条は、ほぼ全ての編において使われている用語のみを選択し規定した、それはこれらの用語を同じ方向で理解させるためであり、その理由にしたがって(提案記載の用語について)第 3 条に規定されていない。</p> <p>コメントのとおりにて同意する。</p> <p>これらの用語は一般的に使われ特に具体的な意味を持たないので、3 条で規定しなかった。</p> <p><u>さらに、いくつかの用語説明が追加されている。</u></p>	<p>この法典で使用される言葉の意味は以下のとおりである</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>民事関係(サイボワパンターンペーン)</b>とは、財産的又は非財産的特徴を持つ何からの目的又は対象に関する<b>人、法人及び組織</b>同士の関係である。</li> <li><b>偶発的事故(ヘッパンウーン)</b>とは、事前に予想(カーッキッ)できないような突然(カタンハン)生じる出来事であり、例えば突然の怪我(ジェップベン)、病氣(ハイヘーン)及び事故などであつて債務者をしてその義務の履行を不可能ならしめるものなどである。</li> <li><b>不可抗力(ヘッスウィサイ)</b>とは、予測(カッカネ)及び制御(クワップクム)ができない出来事であり、例えば、洪水(ナムトゥワム)、落雷(ファーパー)、地震(ペーンディン)、<b>戦争(ソンカーン)</b>であつて債務者をしてその義務の履行を不可能ならしめるものなどである。</li> <li><b>損害金(カーシアハーイ)</b>とは、責任を負う者の一定の金銭又は物であり、他人に生じた損害(<b>クワーム</b>シアハーイ)を賠償(サイテーン)する為のものである。</li> <li><b>逸失利益(カーポワイカーン)</b>とは、責任を負う者の一定の金銭又は物であり、損害を受けた者</li> </ol>

		<p>がその仕事から得られる筈であった又は機会を失った収入(ライダイ)を補填(トッテーン)するものである。</p> <p>6. <b>遅延損害(カーボワイカーンサップ)</b>とは、債務者の一定の金銭であり、債権者に対する損害金(カーシアハーイ)の補填(トッテーン)であって、債務者が自身の義務を履行しないことに起因して、債権者が受け取るべきものである。</p> <p>7. <b>慰謝料(カーボワペンチツチャイ)</b>とは、被害者の遺族が、<u>同人の死亡への損害金として受け取る金銭である。</u></p> <p>8. <b>債権者(チャオニー)</b>とは、債務者に対して何からの義務を履行するよう請求する権利(シットウワン)を持つ者である</p> <p>9. <b>債務者(ルークニー)</b>とは、何らか(シンダイヌン)を履行する義務、例えば、物の引き渡し(モーブサップシンコーン)、仕事の実施(パティバットウィヤックガン)、金銭の支払い又は債権者の利益の為に何らか(シンダイヌン)を行わないことなど、を有する者である。</p> <p>10. <b>法律行為(ニティカム)</b>とは、<u>民事法律行為(ニティカムタンペーン)である。</u></p> <p>11. <b>緊急事態(サパーワティージャンペン)</b>とは、国家又は他人の利益を脅かす(コムクー)危険を避ける(リークウエン)為に、他の手段をとることができない者による必要な行為(ガンカタムドーイクワームジャムペン)である。但し、その行為から生じる結果としての損害は、上記危険から生じる得る結果としての損害より低価ではなくてならない。</p> <p>12. <b>使用者(プーサイウィヤック)</b>とは、自身の管理(クムコーン)下にある何人かをして、自身の命令又は指示に従って職務を行わしめる(サイハイ…パティバットナーティ)者である。</p> <p>13. <b>債権(シットウワン)</b>とは、一当事者の、他方当事者に対して、契約又は法律による義務を履行するよう要求する権利である。</p>
<p><b>(4) 第4条 民法典に関する国家の政策</b></p>		
<p>第1項第2文について、「<b>規定する(ガムノット)</b>」を加え、「<b>及び規則</b>」を削除するよう求める。</p> <p>さらに1項を追加し、「<b>国家は、民事関係を推奨促進し多民族の善良な伝統慣習を保護し、もって国家の統一を保持する</b>」との項を追加すべきである。</p>	<p>コメントのとおりにて同意する。</p> <p>コメントのとおりにて同意する。</p>	<p>国家は、ラオス国民(ボンラムーアン)の基本的な権利及び義務、<b>例えば法の下での平等、権利自由及び任意性、物に対する権利、所有権、民事関係における権利義務の創設及び履行など、</b>が憲法及び法律に従って尊重され(カオロップ)且つ実行されること並びに民事関係において生じる権利及び利益が保護されることを推奨促進(スクユーン</p>

<p>複数の議員よりさらに1項を追加し、「<b>国家は、ラオス国民が平等に請願し、不服を申し立てる権利を有するための政策を整える</b>」とすべきとの提案があった。</p>	<p>民法典は民事関係の基本原則を規定している。よって、請願解決法と民事訴訟法との混乱を避けるため、この条文に追加しない方がより統一的になる。</p>	<p>ンスーム)する。          国家は、政策を決定し(ワーンナニョパーイ)、ルールを制定し(ガムノットラビヤップガーン)、人民が人、法人及び組織が自身の<b>権利の保障及び義務の履行</b>を知り、理解し、保証(ハッパカン)するよう法律を普及(コーサナー)し、教育訓練(スクサーオブホム)することをとおして、民事関係における諸活動を促進する(アムヌワイクワームサドゥワック)前提条件を整える(サーングアーンカイ)</p>
<p><b>(6) 第5条 民法典適用の範囲 (最新草案では第6条及び第7条においても規定)</b></p>		
<p>第3文は、国際条約法(ゴットマイワードゥワイルンソントンティサンニャーサンニャーサーコン)に基づき、「<b>多国間又は二国間の国際条約</b>」(サンニャーサーコンルンソントンティサンニャー)から「<b>二国間又は多国間の国際条約</b>」(ルーソントンティサンニャーサンニャーサーコン)に表現を修正すべきであり、以下の2項を追加すべきである。</p> <p>第1項は、「<b>民法典の規定と、二国間又は多国間の国際条約が異なるときは、二国間又は多国間条約に従わなければならない</b>」との規定を入れるべきである。</p> <p>第2項は、「<b>民法典と他の法律の規定が異なるときは、民事関係はこの民法典に従わなければならない</b>」との規定を入れるべきである。</p>	<p>コメントのとおりにて同意する。</p> <p>コメントのとおりにて同意する。</p> <p>検討のための提案を受け、新しい民法典草案には6条と7条の2か条を新たに追加することにより改訂した。</p>	<p>この法典は、ラオス人民民主共和国の領域内における、ラオス国民(ボンラムーアンラオ)、外国人、永住外国人及び無国籍者、国内外の法人及び組織(ガーンジャッタン)同士の間の民事関係(サイポワパンターンペーン)について適用する。但し、ラオス人民民主共和国が加盟している<b>二国間又は多国間の国際条約</b>(サンニャーサーコンルンソントンティサンニャー)が別途定めている場合はこの限りでない</p> <p><b>民法典の条文が、ラオスが加盟する多国間又は二国間国際条約と抵触(テークターンガンガップ)するときは、多国間又は二国間国際条約に従わなければならない。</b></p>
<p><b>第6条 民事関係における基本原則 (最新草案第8条)</b></p>		
<p>第1号について、「任意性」との語の後に「同意」との語を加えるべきである。</p> <p>第2号について、「<b>法</b>」との語の前に「<b>憲法</b>」、「<b>法</b>」との語の後に「<b>善良な伝統慣習</b>」との語を加えるべきである。</p> <p>第4号について、「<b>憲法及び法令の尊重、保護及び実施</b>」とすべきである。</p>	<p>任意性は何かの行為を行う際、または自身を強制したり誤ることなく自身を拘束する法律行為を行うときの原則の一つである。また、任意性との用語は1994年契約法の中で2008年改正契約内外債務法まで使用されていた。よって、もし、「任意性」との語の後に「同意」との語を加えると、混乱をうみ、この用語の意味の誤解を生じさせることとなる。</p> <p>「法の前の平等」とは原則であり、具体的な言葉であり、テクニカルタームである。この用語は憲法35条で使われ定義されている。この用語は、性別、地位、民族などによって差別されないという具体的な意味を有する。よって、何らかの用語を加えれば、この用語の意味に混乱を招く。</p> <p>「法の前の平等」に関しては第8条参照(最新草案第10条)。</p> <p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>民事関係に参加する者は、以下の基本原則に基づいて行動(パティバット)しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利自由(シッセリパーブ)及び任意性(クワームサマックチャイ)を有することの尊重(カオロップ)</li> <li>2. 法の前の平等</li> <li>3. 善良な意思(チェッタナーディー)及び良心(ポーリスツチャイ)を有すること</li> <li>4. 法律の尊重及び実施</li> <li>5. <b>国の善良な伝統慣習(ヒートコーンパペニー)の尊重(カオロップレナップトウー)</b></li> <li>6. 民事上の損害に対する責任</li> </ol>
<p><b>(7) 第12条 法律行為 (最新草案第15条)</b></p>		
<p>法律行為との名称を「民事法律行為」と修正するよう求める。</p>	<p>法律行為は法分野において固有の用語である。最も重要な要素は任意の意思表示であり、例えば、任意に契約を締結すること、任意に死亡前に財産の所有権に関する遺言を行うこと、債務</p>	<p>法律行為とは、人、法人<b>及び</b>組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである</p>

<p>複数の議員より「ニティカム」の「カム」のラオス語の表記について変更するべきとの提案があった。</p> <p>法律行為の定義を明確にするように求める。例えば、法律行為（ニティカム）とは、人、法人または組織による、民事関係において権利義務を生じさせる行為（カーンパブット）である、とすべきである。</p>	<p>を免除すること、これは債権者の任意の意思によるものである、条件付贈与は物の所有者の任意の意思によるものであり、返還の期待なしに物を引き渡すものである。</p> <p>法律行為は法分野におけるテクニカルタームであり、法律行為に「民事」を加えると誤った解釈を導く。なぜなら、「民事」とは、個人の、個人間の、という意味だからである（科学研究機関ラオス語事典 2012 年 627 頁）。</p> <p>もし「民事法律行為」と規定されれば、この問題はより多くの調査が必要となる。技術的には「法律行為」と規定すべきであるがこの用語の説明を民法典に加える。</p> <p>多くの国の民法典では「ニティカム」（英語では Juristic Act, フランス語では, acte juridique）であり、「ベン」（民事）はない。</p> <p>日本民法典第IV編法律行為（第V章法律行為）もまた「法律行為」と規定されている。</p> <p>タイ民商法典 149 条もまた「法律行為」である。</p> <p>ドイツ民法典第 3 章は人の法律行為について規定しており（第 3 取引行為）、これは「ニティカム」である。</p> <p>科学研究機関ラオス語事典 2012 年は、「ニティカム」の定義について、法律及び法令に従うための意思表示に基づく行為であるとしている。</p> <p>「ニティ」は、法律、規則、規律された基準という意味であり、人の行為を規律するものである。「カム」は行為であり、この 2 つの語が組み合わさると、法律効果のために義務（拘束力）を創出するための行為といった意味を持つ。</p> <p><b>「ニティカム」における「カム」のスペルはラオス語の教科書で現在使われているものに従っている。</b></p> <p>提案された定義は、意思表示の点及び行為者の任意性の点が欠けている。</p>	
<b>(8) 第 13 条 法律行為の種類（最新草案第 16 条）</b>		
<p>法令制定法（ゴットマイガンサーンニティカム）との整合をとって規定するよう求める。</p>	<p>13 条（最新草案では 16 条）によれば法律行為（ニティカム）の種類は、人の意思表示によるものと規定されており、それは単独、相互または多角的なものであり、また、契約を締結したり、物を引渡したり条件付の贈与であったり遺言をすることであったりであるが、これは法令制定法 3 条と同一の分類ではない。同条は、法令（ニティカム）を 2 種類に分類しており、一般的な効力を持つ法令と特定の効力を持つ法令である<sup>1</sup>。</p>	

<sup>1</sup> 「法律行為（ニティカム）の種類」（民法典 16 条）と「法令（ニティカム）の種類」（法令制定法 3 条）は、ラオス語として

(9) 第20条 絶対無効法律行為 (最新草案第23条)		
<p>第2項を削除し、第1項の最後に「以下のとおりである」と記載するよう求める。第21条も同様である。</p>	<p>提案のとおり修正することに同意する。</p>	<p>絶対無効法律行為は国家又は社会の権利又は利益に抵触して行われる法律行為であり、以下がある</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家(サート)の安寧(クワームマンコン)、社会の平穩(クワームサゴップ)及び秩序(ラビヤップヒヤップホーイ)に大小の影響を及ぼす(ドゥーイテットントゥン ルーガトップトゥン)法律行為</li> <li>2. 法人により行われた、その組織及び行為に関する定款(ゴッラビヤップ)に抵触する法律行為</li> <li>3. 秘密裏(ガンスーアナム)に行われた法律行為</li> <li>4. 法律で特に定めた法律行為の形式に反する法律行為</li> </ol> <p>絶対無効法律行為は当初から適用できず(存在せず)、[行為]主体(チャオカム)はその法律行為を追認(ハップホーンアオ)する権利を有しない</p>
(10) 第21条 相対無効法律行為 (最新草案第24条)		
<p>第1号の「錯誤」を第3号に移し、第3号を第20条に移すよう求める。</p>	<p>原則によれば、錯誤による法律行為は、相対無効法律行為に含まれる。相対無効法律行為は契約当事者に契約締結をやり直させるものである。したがって、この(このコメントに関しては)条項にすでに規定しており統一が取れている。</p> <p><u>しかしながら、民法典グループはこの号の内容についてより内容を明確にするため改訂した。</u></p>	<p>相対無効法律行為は個人の権利又は利益に反して為される法律行為であり、以下がある</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>任意性を欠く、例えば錯誤、詐欺、脅迫又は暴力による</u>法律行為</li> <li>2. 行為無能力者による法律行為</li> <li>3. 無意識(カートサティサムヌック)又は強度(アンナックヌワン)の醜酈状態(ユーナイスーパームンマオ)にある者による法律行為</li> <li>4. 代理人の悪意(チェッタナーボデー)によって為された法律行為</li> <li>5. 特別に深刻な状況下(サパープガーンナクヌワンペンピセツ)で、必要に迫られて行った法律行為</li> </ol> <p>相対無効法律行為は、権利及び利益を害された主体(チャオカム)から追認(ガーンハップホーンアオ)がある場合は、適用可能(サイダイ)な法律行為とする</p>
(11) 第22条 全部または一部無効 (最新草案第25条)		
<p>定義が短すぎ明快な説明ではないので再度規定するよう求める。</p>	<p>全部無効法律行為と一部無効法律行為の定義については短く、簡潔で、法の原則とも調和している。もしより広範な定義が用いられれば、誤解を生ずる可能性がある。</p> <p>例：</p> <p><u>1. 法定利率より高い利率を設定する貸金契約について、法定利率を超える分の利息については無効であるが、両当事者間の貸金契約は有効なものとして存続する。</u></p> <p><u>2. 強制され、詐欺による遺言は全部無効となる。</u></p>	

同一。

<b>第4章 期間</b>		
<b>(12) 第26条 (期間) (最新草案第43条)</b>		
期間とは何を意味するのかが規定されていないのでより明確に規定するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	<u>期間とは、民事関係に参加する者に権利を行使させ及び義務を履行させるために、始期から終期までによって画する一定の時(ウェラー)である。</u>
<b>(13) 第28条 (期間の範囲の定め) (最新草案第45条)</b>		
それぞれの期間の範囲について定めるとともにあまり詳細になり過ぎないようにすることを求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	<p>期間は、秒、分、時、日、週、月、年又は生じる何らかの出来事によって定める</p> <p>週の初め、<b>週の半ば</b>、週の終わり、月の初め、月の半ば、月の終わり、<b>年の初め</b>、<b>年の半ば</b>、<b>年の終わり</b>と合意(トクロンカン)したときは以下のように履行する(パーティバット)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 週の初めはその週の月曜日<b>から</b>火曜日である</li> <li>2. 週の半ばはその週の水曜日<b>から</b>木曜日である</li> <li>3. 週の終わりはその週の金曜日<b>から</b>日曜日である</li> <li>4. 月の初めはその月の1日<b>から</b>10日である</li> <li>5. 月の半ばはその月の11日<b>から</b>20日である</li> <li>6. 月の終わりはその月の21日<b>から</b>最後の日である</li> <li>7. 年の初めは1月の<b>初めから</b>4月の<b>終わりまで</b>である</li> <li>8. 年の半ばは5月の<b>初めから</b>8月の<b>終わりまで</b>である</li> <li>9. 年の終わりは9月の<b>初めから</b>12月の<b>終わり</b>である</li> </ol>
<b>(14) 第29条 (期間の適用と計算の定め) (最新草案第46条)</b>		
第一文について章の前に編を記載するよう求める。 「政令、命令、決定、第一審判決、上訴審判決及び契約で特別に定めた場合」については削除するよう求める。なぜなら、それぞれの場合は法によって定められた例外だからである <sup>2</sup> 。	コメントのとおり修正することに同意する。	46条「期間の適用(ナムサイ) <u>及び計算</u> の定め」 期間の適用 <u>及び計算</u> はこの法典の45条が定めた。但し、法律、 <b>裁判</b> 及び契約で特別に定めた場合はこの限りでない。
<b>(15) 第5章の表題、Aの表題、条文の表題の規定が繰り返されている</b>		
時効の章の表題とA(時効)の内容を区別するため「アーニェクワーム」に「カーン」を加えることを求める。	同一の表題は規定されることがある。過去にも、法はそのように規定していた。 例えば、労働法2013年 第V編：労働契約 第1章：労働契約 第75条：労働契約	
<b>第II編 人及び法人</b>		
<b>第1章 人</b>		
<b>B 人格権</b>		
<b>(16) 第48条 人格権 (最新草案第65条)</b>		
より明確に規定するよう求める。例えば、「生きる権利」について権利が始まるのは母親が妊娠したときなのか子どもが生まれたときなのか正確に規定すべきである。	これはこの条項に規定すべきではなく、「生きる権利」については生まれた日から始めることは46条に規定されている(最新草案では63条である)。	
<b>C 人の行為能力</b>		
<b>(17) 第54条 行為能力を喪失した者 (最新草案第71条)</b>		

<sup>2</sup> 直訳。他の法令等によって定められているので民法典で規定する必要がないという趣旨と思われる。

<p>精神疾患に関して「医師からの承認を得た」との用語を第2文に追記すべきである。</p>	<p>これを規定すべきではない理由は、裁判手続において行為能力を喪失した者において医師からの確認状が必要であることは民事訴訟法に明確に規定された手続である。よって、これを規定していない。</p> <p>しかしながら、理解を容易にするため、この条項の内容を修正した。</p>	<p>行為能力を喪失した者とは、その精神状態によって、行為することができず又は自らの行為の結果を認識することができないものであって、裁判所が行為能力を喪失したと認定された者である</p>
<p><b>(18) 第55条 未成年の民事関係への参加 (最新草案第72条)</b></p>		
<p>成年に達していない者を行為無能力であると第51条が定めている一方で、第55条は未成年(デク)が民事関係に参加できると定めており、両規定が一貫していないので再修正をするよう求める<sup>3</sup>。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>民事関係に参加する未成年は、父母又は後見人の同意を得なければならない。但しその未成年の年齢に応じて相応しい日常生活上の行為はこの限りでない</p> <p>未成年により為された法律行為で、父母又は後見人の同意を欠くものは無効である</p>
<p><b>(19) 第57条 未成年の労働の能力 (最新草案第74条)</b></p>		
<p>第一文について「成年に達していない未成年」と修正するか、または未成年の年齢を規定すべきである。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>未成年は父母又は後見人の同意に基づき、<u>労働法及び関連法(レゴットマイガーンティエーキヨコーン)</u>に従って労働をすることができる</p>
<p><b>D 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見</b></p>		
<p><b>(20) 第63条 後見人の権利及び義務 (最新草案第80条)</b></p>		
<p><u>行為能力を限定された者又は喪失した者の不法行為によって生じた損害に対する責任</u>に関し、義務を追加するよう求める。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>行為能力を限定された者又は喪失した者の後見人は主に(トントー)以下の権利を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. その世話(ブンニェーンドゥーレー)をするために行為能力を限定され又は喪失した者の財産(サブソンバット)を使用すること</li> <li>2. 財産(サブソンバット)の管理保護(クムコンボックハクサー)に必要な支出をすること</li> <li>3. 行為能力を限定された者が行う重要(サムカン)な又は高額(ミームンカーヌーン)の<u>法律行為</u>に意見を与えること</li> <li>4. 行為能力を限定され又は喪失した者の権利利益を保護するために代理人として<u>法律行為</u>を行うこと。</li> </ol> <p>行為能力を限定された者又は喪失した者の後見人は主に(トントー)以下の義務を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行為能力を限定された者又は喪失した者の世話(ブンニェーンドゥーレー)をし且つ療養看護(ガーンピンボワ)を確保すること</li> <li>2. 代理人となって<u>法律行為</u>を行うこと</li> <li>3. その者の財産(サブソンバット)を管理保護(クムコンレポックハクサー)すること</li> <li>4. その者の正当な権利及び利益を守ること</li> <li>5. この法典の486条に従い、<u>行為能力を限定され又は喪失した者</u></li> </ol>

<sup>3</sup> 72条(当時55条)については「未成年」として「デク」というラオス語が使われているのに対し、68条(当時51条)では「デク」が使われておらず(成年に達していない、との表現)、一貫して規定を読むことができないという問題。

		の行為から生じる損害に対して責任を負う
<b>F 失踪及び裁判所の判決による死亡</b>		
<b>(21) 第 75 条から第 84 条 (最新草案第 92 条から第 101 条)</b>		
第 75 条から第 84 条のFについて、現実と整合した形での実施を可能とするため、 <u>報告 (カンジェンクワーン)</u> 、 <u>裁判 (ガンダッシン)</u> 、 <u>認証 (ガンヤンユンコンサーン)</u> <sup>4</sup> といった手続詳細について規定するよう改訂を求める。	詳細な手続について規定すべきではない。手続はすでに民事訴訟法第XVI編322条から359条に規定されているからである。  しかしながら、2018年改正家族登録法に整合させるためいくつかの条項について修正した。	<b>94 条「失踪の登録」</b> 失踪を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた(ホンコー)者は <u>家族登録法</u> の規定に従って <u>郡レベル司法事務所 (オンカンニュティタムカンムアン)</u> において失踪を登録しなければならない  <b>99 条「裁判所の判決による死亡の登録」</b> 死亡を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた(ホンコー)者は <u>家族登録法</u> の規定に従って <u>郡レベル内務事務所 (オンカンパイナイカンムアン)</u> において死亡を登録しなければならない
<b>(22) 第 77 条 失踪の登録 (最新草案 94 条)</b>		
失踪を登録する必要がある「関係当局」とは誰なのか明確に規定するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	失踪を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた(ホンコー)者は <u>家族登録法</u> の規定に従って <u>郡レベル司法事務所 (オンカンニュティタムカンムアン)</u> において失踪を登録しなければならない
<b>第 2 章 法人</b>		
<b>A 一般原則</b>		
<b>(23) 第 88 条 法人の設立の種類 (最新草案第 105 条)</b>		
まず、何人が集まれば法人となるのかについてより明らかにすることを求める。  この条文の最後の項についていくつかの形態があるのかについて明らかにすることを求める。  もし正確な規定とするならば設立の「種類 (バベット)」との用語の使用について、企業法の関連条文を参照すべきである。	この提案については 89 条に明確に規定されている (現行草案では 106 条)  個別法に規定されるように全ての法人の種類について規定すれば、あまりに詳細を規定するものであり、全てを完全に規定することはできない。さらに、より重要なことは民法典の原則は一般的に規定することである。したがって、提案のとおり詳細に規定することはしない。  ラオス企業法は設立の種類については規定しておらず所有者に基づく企業の種類について規定するものであり、個人企業は個人が所有する企業であり、国営企業は国が所有する企業である。この民法典に関しては、法人が、人の集まりにより設立されたものか、物の集まりにより設立されたものかを認識するために、法人の設立の種類が規定されている。  <u>よって、民法典テクニカルグループは一貫させ簡潔にするためこの条項の内容に修正した。</u>	<b>105 条「法人の設立(ガーンサーンタン)」</b> 法人は <u>以下の場合 (コロニー) により</u> 設立される 1. 人の集まりによる <u>もの</u> 2. 物(サブ)の集まりによる <u>もの</u> <u>法人は一人により設立することができる。これを一人会社と呼ぶ。</u>
<b>B 協会</b>		
<b>(24) 第 104 条 協会 (最新草案第 121 条)</b>		
「収入または利益を追求せず」について、現実には、協会は収入を得て利益を上げており、より簡潔に規定するよう求める。	規定はすでに一貫している。 もし協会が収入を得ていること利益を得ていることを規定すれば、協会に関する原則と矛盾することとなる。協会(サマコム)に関する首相令2条は、協会は任意に、利益を追求するこ	

<sup>4</sup> これらのラオス語について具体的に何を意味するのか不明 (必ずしも裁判手続の用語ではない)。

	<p>となく設立・運営される社会的組織であり、協会の正当な利益を保護する。</p> <p>よって、協会設立の主たる目的は、国の社会経済に寄与することである。</p> <p>AとBとがラオスの障がい者を助ける協会を設立することとするが、協会の運営はラオスの障がい者を助けること、特に教育、職業訓練及びその他の分野について行う。</p> <p>もし利益が追及されその利益が分配されれば、これは、企業またはその他の、個人またはグループの利益追求のための事業運営の特色である。</p>	
(25) 第106条 協会の種類及び活動の範囲 (最新草案第123条)		
<p>第2項について、現実に合わせるべく<u>外国での協会の活動</u>についても規定することを求める。</p>	<p>外国での協会の活動について規定していない理由は、法が外国での協会の活動を規定していないからである。したがって、協会は、外国において、人または法人として活動できる。一方で、協会は、個々の協会の個別のルールに基づく。</p>	
(26) 第107条 協会設立の要件 (最新草案第124条)		
<p>第3号について、「定款」の後に「<u>統治構造</u>」(コンバコープガーデンジャンタン)を加えるよう求める。</p> <p>第4号について、構成員の数を特定すべきである。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>設立しようとする協会(サマコム)は以下の要件を満たさなくてはならない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 憲法、法律並びに国、地方及び少数民族(パオターンターン)の善良な慣習に反しない目的を持つ；国家の安寧(マンコン)、社会の秩序及び他人の権利自由に対する危険がないこと；</li> <li>2. 設立者(プーリルームスン)が、この法典に定めるところに従い行為能力を有する人又は法人であること；</li> <li>3. 定款を持ち、上記協会(サマコム)の目的の達成を確保するための事務所及び財産(サブシン)を有する；</li> <li>4. 協会(サマコム)の活動に任意で参加(カオフワム)する加入(ロンタビヤン)構成員の数が十分である。</li> </ol>
(27) 第110条 (協会の統治機構及び管理運営) (最新草案第127条)		
<p>協会の「統治構造」(コンバコープガーデンジャンタン)との用語を、<u>コンハーン<sup>5</sup>ガーデンジャンタン</u>に修正すべきである。</p>	<p>規定しない。なぜなら、サマコム首相令5編にすでに<u>統治構造(コンハーンガーデンジャンタン)</u>について規定されているからである。構造には、6つの部、3つの課及び人材を含む、全ての省についても規定されている。統治構造は、今後さらに情報を加える(未完成)のものである。</p>	
第3章 代理		
(28) 第120条 (代理) (最新草案第31条)		
<p>第1項について、「代理」を「ある者」と改めるよう求める。</p>	<p>コメントにしたがい修正することに同意する。</p> <p>しかしながら、構造に合わせるため、代理の箇所を、第II編の人及び法人か</p>	<p>代理とは、ある者が、他人、以下本人(<u>プートウタンナー</u>)と呼ぶ、の名の下に(ナイナム)その利益の為に何らかの法律行為又は行為を第三者との間で行うことである。</p>

<sup>5</sup> 起草委員会によると「コンハーン」は「コンバコープ」よりも小規模な組織について使用する用語とのことである(2017年11月21日)。

	ら、第Ⅲ編第4章、第3章の法律行為の後に移動させることにした。	代理は、法定代理(ガーンターナータームゴツマーイ)と契約による代理からなる
<b>第Ⅲ編 家族</b>		
<b>第1章 一般原則</b>		
<b>(29) 第136条 婚姻の権利自由(最新草案第141条)</b>		
第2項の「その管理下にある子」について、「子が必要とするときに理由を説明する権利」を規定することによって親権を与えられるとすべきである。	規定する必要がない。なぜなら、法律は親に対し子に対する説明を行うことを禁じていない一方、自身の子の婚姻を強制したり妨害したりすることを禁止しているからである。	
「国軍・警察に属する者の結婚については個別の規則が適用される」との項をさらに追加することを求める。	規定することに同意しない。なぜなら、これら2つの軍には特別規則が長い間存在するが、これら2つの軍に対する結婚の制限は、特別な事例における義務を完全に履行させるため、特定の時期に限定して認められるものである。よってこれを民法典に規定することは適切でない。	
<b>(30) 第137条 一夫一婦制(最新草案第142条)</b>		
この条項に違反した全ての者は民事上の責任を負うべきであり、この条項の中に民事手続(マツガーン)を規定するべきである。	追加する必要がない。なぜなら、この条文は一夫一婦制の一般原則であり、社会の人々が重婚することを避けるために教育するものである。本条に従わないことは172条1号 <sup>6</sup> で定めるとおり夫婦の離婚原因となるが、責任と民事手続については例えば177条1項2号 <sup>7</sup> で規定されている。	
「国家は、男女が複数の夫または妻を有することを認めない」との項をさらに追加することを求める。	追加することに同意しない。なぜなら民法典に規定されているものと同じ意味だからである。	
<b>(31) 第139条(家族の発展)(最新草案第144条)</b>		
内務省規則には村及び家族は男女平等に関する権利の行使を促進するよう規定しているため、男女平等に関する内容を加えるよう求める。	追記しない。男女平等は135条において規定しているからである(草案145条)。	
<b>第2章 婚約及び婚姻申込</b>		
<b>(32) 第140条 婚約(最新草案第145条)</b>		
この条項に違反した際の罰金(違約金)の方法を規定するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	<u>男女(パーオサーオ)が愛し合っているが(マクハク)、婚姻する条件がまだ整っていないときに、伝統習慣(ヒートコンパベニ)に基づいて、両方が婚約に関する合意(ガントクロン)をし、男性側が、財産(サブブシーン)や貴重品を女性側に預けても預けなくても良い。</u> <u>婚約は行っても行わなくてもよいが、法的な効果を有しない。</u>
142条の婚姻申込の条文を本条項と統合すべきである。なぜなら、実務においてこの2つの条項は同一であるからである。	婚姻申込の条文を本条と統合するのは適切ではない。なぜなら、婚約は、婚姻の意思の表示であるのに対し、婚姻申込みは、婚姻贈答品及び婚姻にあたっての費用に関する合意であるからである。この2か条の効果も異なる。  <u>民法典グループは検討の結果、新しい用語を用いている。</u>	
<b>(33) 第142条 婚姻申込(最新草案第147条)</b>		
この条項に違反した際の罰金(違約金)の方法を規定するよう求める。なぜなら、実務において婚姻申込は記録が残され、	本条に罰金(違約金)の方法について規定すべきではないが、罰金(違約金)のかわりに損害賠償が143条に規定	

<sup>6</sup> 民法典施行版176条1号

<sup>7</sup> 民法典施行版181条1項2号

その記録の中に合意に反した当事者は罰金を科せられると決められるからである。	されている（現行草案 148 条）。	
<b>(34) 第 144 条 婚前交渉（最新草案第 149 条）</b>		
<p>第 1 文の「男性が女性を妻としないときは」の後に「合理的な理由なく」を追加することを求める。</p> <p>当事者に不利益とならないように、当事者が合意した記録等の詳細を保存することを求める。</p> <p>第 3 項について、その男性にやましいところがない場合またはその男性が子の実父でない場合は子を扶養する義務を負うべきではない。なぜなら、そのように規定することは格差を生むことになるからである<sup>8</sup>。</p> <p>女性が男性を夫とすることができなかった場合、その女性は教育（スクサーオブホム）<sup>9</sup>されなければならない。このように規定すれば女性の不適切な行動が助長されることはない。</p>	<p>「合理的な理由なく」という文言は追加しない。なぜならこのように規定する趣旨は女性と子どもの権利とくに評判について保護するためである<sup>10</sup>。</p> <p>このコメントに関してはすでに上記で説明した。</p> <p>規定すべきではない。なぜなら、もし、男性が自身の子どもであることを認めない場合、子どもを扶養する責任を負わせるべきではない。よって、この民法典 192 条<sup>11</sup>は父であることの否認について定めている。</p> <p>本条は女性保護の規定である。</p> <p><u>しかしながら、本条は、よりよい理解のため、また他との統一の観点から、文言を再構成した</u></p>	<p><u>夫婦となる前に交渉を持った場合、男性（サーイヌー）が女性（ニンヌー）を妻としないとき又は女性が男性を夫としないときは、その男性又は女性は、女性又は男性又はその家族に対して、伝統慣習（ヒートコンパペニー）に従って、精神的損害（クワームシアハイタンダンチッチャイ）を修復する（ボワベン）義務を負い、賠償金（カータムクワン）を払わなければならない。</u></p> <p>女性が妊娠している場合、男性は、賠償金（カータムクワン）に加えて、出産費用（カーオークルーク）、産後費用（カーユカム）及びその他の費用（カーサイチャイウーン）を支払わなければならない。</p> <p>いかなる場合も（ポーナーナイコラーナイダイコーターム）、男性は、出生から成人になるまで子（ルーク）を扶養（リヤンドゥー）する義務を負う。</p>
<b>(35) 第 3 章 婚姻</b>		
第 3 章の婚姻において、婚姻に要する費用の条項を規定し、その条項には婚姻に要する費用の上限と下限を規定するよう求める <sup>12</sup> 。	これについては規定すべきではない。なぜなら、婚姻に要する費用は、両当事者の合意により、（両当事者の）満足と女性に与える男性の能力（資力）に基づくものだからである。婚姻に要する費用の上限と下限を定めることは厳格にすぎ不適切である。	
<b>A 婚姻の要件及びルール</b>		
<b>(36) 第 145 条 婚姻の要件（最新草案第 150 条）</b>		
<p>第 1 号について、婚姻できる上限の年齢について規定することを求める。</p> <p>146 条の婚姻の不許可について、145 条と統合することを求める。</p>	<p>婚姻できる上限の年齢について規定することは適切でない。なぜなら、人の任意に基づくものだからである。</p> <p>2つの条項を統合することは適切でない。なぜなら、不許可と要件とは、2つの異なるものだからである。</p>	
<b>(37) 第 146 条 婚姻の不許可（最新草案第 151 条）</b>		
<p>特定の民族における近親婚について考慮するよう求める。それは伝統の一つであり、現実の状況に合わせて規定すべきである。</p> <p>第 2 号において、義兄弟と叔母との間、継子（女子）と祖父との間、義姉妹と叔父との間について追記<sup>13</sup>、最終文<sup>14</sup>を</p>	<p>これは追記すべきではない。なぜなら、（そのように追記すると、）その民族を差別することとなり、憲法に整合していないからである。</p> <p>これは追記すべきではない。なぜなら、これは近親ではないからである。最終文を削除することにも同意しない。</p>	

<sup>8</sup> 直訳。男性に不利益を及ぼすことになるから、という意味と思われる。

<sup>9</sup> 両親は子に対して教育（スクサーオブホム）する義務がある（215 条 2 項）

<sup>10</sup> この説明は当時の草案の内容（女性のみならず男性も保護するもの）と合致しない。民法典施行版 149 条で、再度、女性のみを保護する規定に修正された。

<sup>11</sup> 民法典施行版 198 条

<sup>12</sup> 「婚姻に関する費用」とは結婚式や婚姻贈答品など全ての費用について上限を設定すべきという趣旨と思われる。

<sup>13</sup> 現実社会の状況を反映し特定の関係のみ追記するよう求める趣旨と思われる。

削除すべきである。		
<b>(38) 第 147 条 婚姻登録 (最新草案第 152 条)</b>		
「女性または男性が居住する村の当局を通して」の前に「女性または男性が所属する組織の承認を得た上」と追加すべきである。	調査の結果、現状を維持することとした。なぜなら、その内容で理解できるからである。  <u>しかしながら、家族登録法に整合させるため、本条は改訂した。</u>	互いに婚姻することを希望する男女(ニンレサイ)は、書面で(ペンライラックアクソン)申請書(カムホン)を作成し、女性または男性が居住する村の当局を通して、 <u>郡レベル内務事務所</u> の家族登録官(チャオナーティ)に提出しなければならない。 男女(ニンレサイ)が要件を全て(コプトゥワン)満たす場合、当該家族登録官は、それらの者を召喚し(ヒヤック)、3人の証人の立会のもとで、その婚姻を登記する。 <u>男女(ニンレサイ)は婚姻の登録の日から夫婦としての地位を有する。</u>
<b>(39) 第 148 条 結婚式 (最新草案第 153 条)</b>		
結婚式は伝統慣習に従わなければならないこと、質素に、豪華にまたは複数の式を実施すべきではないことを規定するように求める。なぜなら、社会または婚姻当事者に影響を及ぼすべきではないからである <sup>15</sup> 。  「婚姻の登記(登録)」との語を「家族登録」または「婚姻証明」に修正することを求める。	コメントのとおり修正することに同意する。  婚姻登録(ジョッタピアンテンドーン)または結婚登録(ジョッタピアンソムロット <sup>16</sup> )は家族登録の一部とされている。本条で使われている婚姻登録は、家族登録法でも使われているので統一である。  <u>しかしながら、この条文はより良く理解させるために規定を改めた。</u>	結婚式は、行っても行わなくてもよく、婚姻の登記と同時に行ってもよく、その後に行っても良い。但し法的な効果は有しない。  <u>結婚式をするときは、国の善良な伝統慣習(ヒートコーンパベニー)に従い、節約的なものとする</u>
<b>(40) B 外国に関する婚姻</b>		
Bにおいて、婚姻申込と婚約に関し規定することを求める。	追加すべきではない。なぜなら、婚約と婚姻申し込みは140条と142条に規定されているところ(最新草案では145条と147条)、これに外国人、永住外国人または無国籍者も含むからである。	
<b>(41) 第 149 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人または無国籍者との婚姻 (最新草案第 154 条)</b>		
第3項の内容を第1項の内容を統合すべきである。なぜなら内容が同一だからである。  複数の議員より「特別の規則」について特定すべきであるとの提案があった。	(そのように統合して)規定すべきでない。なぜなら、各項の内容は異なるからである。 第1項はラオス国民と外国人、永住外国人または無国籍者との婚姻について規定している。第3項についてはその登録について規定している。  特別の詳細について規定すべきではない。なぜなら特定の手続、実際の過程については特別規則において規定しており、民法典は実体について規定しなければならない。  <u>しかしながら、本条は、より明確にするため及び他の法律との整合させるため、改正した。</u>	外国人、永住外国人及び無国籍者は、婚姻および家族関係に関して、ラオス国民と同じ権利および義務を有する。 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との婚姻は、この <u>法典の150条から152条</u> に従って行わなければならない。 <u>ラオス人民民主共和国における国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との間の婚姻登録は、家族登録法の規定に従い、男女(クーバオサオ)の居住する県レベルの内務局で行うことができる。</u>
<b>第4章 夫婦間の関係</b>		
<b>(42) 第 159 条 夫婦の義務 (最新草案第 164 条)</b>		
「家族」との語を「文化的(家族)」とす	コメントのとおり修正することに同	夫婦は、互いに愛し(ハクフェーン)、尊

<sup>14</sup> 民法典施行版 151 条「継子同士については、父母が離婚した場合は夫婦になることができる」との一文。

<sup>15</sup> 起草委員会によれば、婚姻当事者が返済できないようなお金を借りてまで結婚式をやるような場合が見られるとのこと。

<sup>16</sup> 「ソムロット」(「結婚」と訳した)は「テンドーン」(婚姻)とほとんど同じ意味で、タイ語に由来する。

るよう求める。	意する。	敬し(カオロップナブトゥー)、面倒をみ(ブンニェーン)、誇りに思い(ハイキヤット)、許すことを知り(フォーチャックハイアファイ)、助け合い(スワイルア)、共に子どもを育て(リヤンドゥー)、教育し(スクサーオブホム)、そして家族を連帯し幸福で進歩した(ガオナー)ものとする義務を負う
<b>A 離婚<sup>17</sup></b>		
<b>(43) 第 172 条 離婚事由 (最新草案第 176 条)</b>		
第 2 号について「アルコール」との語を「アルコールを含む飲料」と修正するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	夫又は妻は、以下の事由の 1 つがあるときは離婚を求める(コー)ことができる。 1. 不貞(タムミサチャン) 2. 相手、相手の両親及び親戚に対して暴力をふるい(フンヘーン)若しくは汚く(ニャーブサー)ののしり(ポーイダー)、又は非常に悪い(ヤンハイヘーン)、不適切な振る舞い(バプートティエボモソム)、例えば重度のアルコール中毒や薬物中毒(ティットヤーセブティット)若しくは常習賭博、浪費を行う。 3. いなくなり(ニーパイ)且つ 3 年以上知らせを又は家族を扶養する(リヤン)為の物(サップ)を送らない 4. 相手の同意なしに 3 年間以上、夫が僧(ピック)、見習僧(サーマネン)若しくは寺院助手(ポーカオ)になり、又は妻が尼(メーカーオ)になる 5. この法典の 95 条の規定するところにより失踪者となる 6. 5 年以上の自由刑の裁判判決を受ける 7. 一緒にいることができないほどの、非常に悪質の危険な病気にかかる 8. 一緒にいることができないほどの、精神異常者(コンバーシアット)になる 9. 性交渉を持つことができない(ポーサーマートフムパウエニー) 10. 夫婦として共に暮らすことがこれ以上できないとき、例えばお互いの信頼関係の破壊(ポーサスストーンカン)、精神的拷問(トーラマンチッチャイ)など。
<b>(44) 第 173 条 裁判所の判決による離婚の検討手続 (最新草案第 177 条)</b>		
第 3 段落について、最後の文に「そして判決を下した裁判所事務所(ホンカーンジャッタンバティパットガッタンシンコンサーン)に送る」と加えるよう求める <sup>18</sup> 。	規定すべきではない。なぜなら民事訴訟法 258 条 284 条及び判決執行法にすでに規定されているからである。	
<b>(45) 第 174 条 離婚請求 (最新草案第 178 条)</b>		
「夫または妻に重度の疾病がある場合」との内容を追加すべきである。	規定すべきではない。なぜなら本条の趣旨は、子の権利及び利益を守る点にあるからである。	
<b>(46) 第 175 条 子の世話及び養育 (最新草案第 179 条)</b>		
「父は、収入がない場合であっても、子が	規定すべきではない。なぜなら 212 条	

<sup>17</sup> 「第 6 章」だが、記載が抜けている。

<sup>18</sup> この条文は主語が明らかではないが、家族登録官が、夫婦に離婚証明書を交付しその後本文コメントのとおり事務所に送り返す、という意味と思われる。

<p>成人になるまでその子を扶養する義務を有する」と追加することを求める。なぜなら、現在の状況では、離婚において、母が常に子を養育しているからである。</p>	<p>(最新草案 215 条) により父と母は離婚した後でも子を養育する義務を有するからである。本条の趣旨は、父に収入があってもなくても、離婚の後に子を世話し養育していくことを確認する点にある。</p>	
<p><b>(47) 第 177 条 (婚前財産及び婚姻財産) (最新草案第 181 条)</b></p>		
<p>「婚姻財産の分配については伝統慣習に従うべきではない」との一文を加えるよう求める。なぜなら、いくつかの民族では妻が一切の利益を得られないからである。</p> <p>婚姻費用は第一に子に譲渡しその後夫婦間で分割するよう求める。</p> <p>第 1 項第 2 号について<sup>19</sup>、「合理的な分」との表現から、婚姻財産のうち子に属する分について明確に規定すべきである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、本条は、慣習に従った分配を規定するものではないからである。婚姻財産の分配は法律に従って分配しなければならない。</p> <p>適切ではない。なぜなら婚姻財産は夫婦に属するからである。子が成年に達していない場合においては、5 分の 1 に改正した 177 条 (最新草案 188 条) 1 項 2 号<sup>20</sup>に従い、子の養育の為に婚姻財産の一部を受け取る。</p> <p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>夫婦の婚前財産と婚姻財産の分割は以下のとおり行う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. それぞれの側(ファイダイ)の婚前財産は、それぞれの側(ファイナン)の所有物となる</li> <li>2. 夫婦の婚姻財産は等分する(ハイベンバンカンコンラクン)。但し、夫又は妻が、不貞、婚姻財産の搾取又は横領という不当行為(カタムピット)を行い、そのことにつき確定判決がある場合は、その不当な側(ファイティープット)は、婚姻財産の 3 分の 1 のみを受け取る</li> </ol> <p>子が成年に達しておらず、その子が一方の下にいるときは、その方は子の養育の為に婚姻財産の 5 分の 1 を受け取る<sup>21</sup>。その養育の為に費用が子を育てるのに十分でない場合は、この法典の 215 条に従い、子と生活を共にしていない父または母が、子が成年に達するまでその義務を履行しなければならない。その財産の残りを夫婦が等分する。</p> <p>婚姻財産は夫婦が離婚した後に分割される</p> <p>婚姻財産は以下の場合、一方の訴え(ホンフオーン)又は申立(ホンコー)に基づき、離婚前に分割することができる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 夫婦が別居した場合</li> <li>2. 夫又は妻が、婚姻財産を盗って不正に使用し、又は婚姻財産に対して不誠実(ポーミックワームポーリスツチャイ)である場合</li> <li>3. 夫又は妻が、裁判所の判決により失踪となった場合</li> </ol>
<p><b>第 7 章 父母と子の関係</b></p>		
<p><b>A 実子</b></p>		
<p><b>(48) 第 194 条 養子縁組 (最新草案第 200 条)</b></p>		
<p>第 1 号について、例えば何歳から何歳までというように、上限の年齢を加えるよう求める。</p> <p>第 9 号について、「夫及び妻の同意があること」とあるが、「夫若しくは妻の後見人の同意又は養子縁組を申請する者の夫若しくは妻の同意」とするよう求める。</p>	<p>上限について規定すべきではない。なぜなら、養子縁組を求める人の現実の要件次第だからである。</p> <p>追加すべきではない。なぜなら本条は養子縁組を求める人の要件を規定しているからである。</p>	
<p><b>(49) 第 197 条 養子であることの登録 (最新草案第 203 条)</b></p>		
<p>病院や、実親の住所を知らない弱い立場にある子供たちを受け取る場合について</p>	<p>規定すべきではない。この問題は家族登録法において規定すべき問題であ</p>	<p><u>ラオス人による養子縁組(ガーンアオデクベンルークリヤン)の登録は、家族登録法</u></p>

<sup>19</sup> 第 2 項の誤り。

<sup>20</sup> 第 2 項の誤り。

<sup>21</sup> 民法典施行版 181 条では、「3 分の 1」に修正された。

<p>の処理を加えるべきである。</p>	<p>る。</p> <p><u>しかしながら、本条は、家族登録法に従って修正された。</u></p>	<p><u>の規定に従い、養父養母が居住する郡レベル司法事務所（オンカンニュティタムカムムアン）で行うことができる。</u></p> <p>外国人による養子縁組（ガーンアオデクペンルークリヤン）の登録は、司法省の<u>家族登録を担当する局（ゴンティーハッピーソープヴィアックガーンタピアンコーブクア）</u>で行うことができる。</p>
<p><b>(50) 第 207 条 継子 及び 第 208 条 継子の地位（最新草案第 213 条）</b></p>		
<p>第 207 条と第 208 条を統合すべきである。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>継子（ルークナー）とは、夫又は妻についてきた子（ルークティッド）である。</p> <p>継子（ルークティッド）は実子及び養子と同じ地位を持つ。但し法が別途定める場合を除く。</p>
<p><b>(51) 第 7 章 父母と子の関係</b></p>		
<p>第Ⅲ編第 7 章に E を設けて代理母制度の条項を加えるべきである。代理母は、妻が妊娠することができない他の夫婦のために、合意の下、子を出産する目的で、女性が妊娠することである。代理母には主に 2 つの種類が存在する。</p> <p>－ホストマザー：これは、子の出産を望むも実母が妊娠できない場合に、実父の精子と実母の卵子の両方を使って子を作る場合である。この場合代理母は子と関係を有しない。</p> <p>－サロゲートマザー：これは、実父の精子と代理母の卵子を使って子を作る場合である。この場合は代理母の卵子を使うので子は代理母との関係を有するが、諸外国においてこの場合は違法とされている。</p> <p>－代理母の要件について加えるよう求める。例えば、1) 年齢は 25 歳から 30 歳、2) 少なくとも一人の健康な子どもを有しており保健機関から証明を得ている、3) 婚姻している女性については、正当な夫が代理母となることについて承認すること、4) 代理母は妊娠中その受精卵を寄付してはならない、などである。</p> <p>－いくつかの問題が生ずる場合についての解決策も規定すべきである。例えば、代理母が子を欲しくなった場合、生まれた子に障害があった場合、子を欲しがっていた夫婦の離婚の場合などである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、代理母制度は慎重に調査する必要のある問題だからである。今日の社会において民法典に規定することは適切ではない可能性がある。</p>	
<p><b>第Ⅳ編 物、所有権及び物に対するその他の権利</b></p>		
<p><b>(52) 第 255 条 所有権の形態（最新草案第 261 条）</b></p>		
<p>国家所有（ガマシットコーンラット）、集団所有（ガマシットルワンムー）、自営所有（ガマシットエカテッ）、国内外の民間所有（ガマシットエカソン）、というように憲法と同様に規定するように求める。</p>	<p>コメントのとおり修正することに同意する。</p>	<p>所有権の形態には以下の 4 つがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家所有権（ガマシットコーンラット）</li> <li>2. 集団所有権（ガマシットルワンムー）</li> <li>3. 自営所有権（ガマシットエカテッ）</li> <li>4. 民間所有権（ガマシットエカソン）</li> </ol>
<p><b>(53) 第 258 条 国家所有権の取得（最新草案第 264 条）</b></p>		
<p>国家所有権について、法に抵触した者に対する裁判による取得、との号を 1 つ追</p>	<p>2005 年刑法に基づき、刑事事件における証拠物は、刑法に基づく没収させ</p>	<p>国家所有権は以下から取得される（ダイマーチャーク）</p>

<p>加すべきである。</p> <p>第 4 号（必要に応じた物の接收）について、いずれの機関が接收しその財産が国家所有となるのかについて詳細を規定するように要求する。</p> <p>第 7 号（遺失物の拾得）及び第 8 号（高価な物品の発見）について、なぜ遺失物を拾得すると発見者に代わってその財産が国家所有になるのか詳細を規定するように要求する。</p> <p>第 9 号（世話を受けていない動物の捕獲）について、数か月から数年にかけて人の手を離れたがその後その人が少しの世話をした場合、なぜ国家所有となるのかについて尋ねる<sup>22</sup>。</p> <p>第 12 号（相続）について、どのような相続によって国家所有となるのかについてより詳細を規定するよう求める。</p>	<p>ない物を除き、国家所有として没収することができる。よって、本条第 5 号にはこの点について規定する。</p> <p>必要に応じた物の接收とは必要がある状況における接收である。例えば、軍のために食料品を接收すること、自然災害の時及びその他の状況などである。実務で物の接收は、この民法典の定めに基づく売買の原則に従って、国家機関、当該物の所有を取得した法人の地位を持つ国家、が行うものであり、買主はある（特定の）国家機関によって行うことではない。</p> <p>遺失物の拾得についてはこの民法典の第 295 条（新草案第 300 条）で詳細に規定しているため、この条に追加説明するべきではないと考える。</p> <p>高価な物品の発見についてはこの民法典の第 298 条（新草案第 303 条）で明確に規定した。</p> <p>世話を受けていない動物の捕獲についてはこの民法典の旧第 297 条（新草案第 302 条）で明確に規定した。</p> <p>相続についてはこの民法典の第 571 条（新草案第 584 条）で詳細に規定した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国有化（ガンハンビヤンガマシットマーペンコンラット）</li> <li>2. 国家組織（オンガンジャッター）及び国家企業の創設（コーサーン）</li> <li>3. 税関税（パーシーアーゴーン）の徴収（ゲップ）</li> <li>4. 必要に応じた物の接收（マオスー）</li> <li>5. 物の没収（ヒップ）</li> <li>6. 所有者のいない物の取得（ダイハップ）</li> <li>7. 遺失物の拾得（ゲップ）</li> <li>8. 高価な物品の発見（ポップヘン）</li> <li>9. 世話を受けていない動物の捕獲（ダイ）</li> <li>10. 購入及び交換</li> <li>11. 国家への物の贈与（モーブ）</li> <li>12. 相続</li> <li>13. その他法によって定められた場合</li> </ol>
<b>(54) 第 264 条 協同組合又はその他の集団組織の所有権の取得（最新草案第 270 条）</b>		
<p>第 4 号について「国家財産の利用」を加えるよう求める。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、本条は、協同組合又はその他の集団組織の所有権の取得に関する条文だからである。</p>	
<b>(55) C 自営所有権及び E 個人所有権</b>		
<p>憲法と整合させるため C（自営所有権）と E（個人所有権）とを統合するよう求める</p>	<p>統合するべきでない。なぜならこの 2 つの所有権は別のものだからである<sup>23</sup>。</p>	
<b>(56) 第 296 条 遺失物に関する礼金又は報酬及び費用の補償（最新草案第 302 条）</b>		
<p>第 1 項の 15% との記載の後に「遺失物の拾得者と所有者との間の合意に従い」との用語を入れるよう求める。</p> <p>遺失物を発見したがこれを返さなかったものに対して罰金を規定するよう求める。</p> <p><b>296 条と 299 条</b>と同一の内容であるので統合するよう求める。</p>	<p>提案に同意する。理由 1. 国民の任務である 2. 所有者の謝礼における任意による。</p> <p>罰金の規定は、不相当だと考える。拾得した遺失物を返さないことは刑事犯であり、拾得者は所有権を取得できないからである。</p> <p>第 296 条（第 301 条<sup>24</sup>）と第 299 条（第 304 条<sup>25</sup>）を統合するべきではないと考える。なぜなら、目的が違って、それぞれに対応するからである。</p>	
<b>(57) 第 297 条 世話を受けていない動物の取得（最新草案 303 条）</b>		

<sup>22</sup> 「世話を受けていない」というのが、どのような場合かについて明確にすべきとの趣旨と思われる。

<sup>23</sup> 最終的に、E の個人所有権は、D の民間所有権に統合され、民法典施行版 277 条から 279 条に規定されている。

<sup>24</sup> 302 条の誤り

<sup>25</sup> 305 条の誤り

第2項について3か月というのは長いので45日に修正するよう求める。	ある地域における国民の生活によって、特にある地域における動物の家畜は、村の範囲で自然に放置することがあるから、(45日間は)短すぎると考える。もし短すぎる期間を規定すれば、故意を有する者に対して(法律の)抜け穴になると考えられる。	
<b>第8章 所有権の使用範囲</b> <b>(58) 第317条 (境界の決定) (最新草案第323条)</b>		
第1項に土地証明書または政府より発行された土地利用証明書に基づき、との一文を挿入するよう求める。	挿入すべきではない。なぜなら、本条は、土地の権利の問題以前の、境界の決定に関する規定だからである。	
<b>(59) 第318条 (フェンスの設置) (最新草案第324条)</b>		
第3項の「フェンスの設置が利益になり」について改め、誰にとってどのように利益になることを意味するのか明確にすべきである。	コメントのとおり修正することに同意する。	土地の所有者(チャオコン)は、その土地の範囲内でフェンス(フワ)を設置することができるが、道路通路の交通への障がい(ウッパサク)、土地の従来の通り抜けの妨げ、隣接地への越境を引き起こしてはならない。
<b>(60) 第324条 (家の建築及び建造物の建設) (最新草案第330条)</b>		
第1項について改訂するように求める。50センチとの距離は近すぎる。  第3項について、このような規定では格差が生じ一方当事者が利益を失うので、削除するか、削除しないのであれば改訂すべきである。	コメントのとおり修正することに同意する。  削除すべきではない。時期を特定することは建築物を保護することになるためである。	家の建築、建造物の建設は、境界から50センチメートルの距離を保たなければならない(ハイハクサーライニャ)。但し法律が別途定める場合を除く 前項に従わない建築がある場合、隣接する土地の所有者(チャオコン)は、中止(ユッサオ)及びその建設物(シンコーサーン)の撤去(フートーン)を請求(トーン)する権利を有する 建築が1年経過するか又は建設が完成した後は、隣接する土地の所有者(チャオコン)は、損害賠償を請求(トゥワン)する権利のみ有する
<b>(61) 第325条 (隣接する土地への立ち入りの許可) (最新草案第331条)</b>		
「必要と思うときは」の後に、「隣接する土地の所有者に影響が生じないことを確認することができた場合は」と加えるよう求める。	この項に規定すべきではない。なぜなら、この問題は次の項にすでに規定されているからである。	土地の所有者(チャオコン)は、自己の家、建物、フェンス(ホワ)、壁(ガムペーン)又はその他の建設物(シンコーサーンウーン)を建設(コーサーン)、修理(ソームペーン)、補修(プーラナ)するため必要と思うときは、隣接する土地を使用する許可を求めることができる。 立ち入る場合は、損害を生じさせたときは修理(ソームペーン)し又は損害を賠償しなければならない
<b>第9章 所有権の保護</b> <b>(62) 第332条 水路、ため池又は堰堤の使用に起因する損害賠償の請求 (最新草案第338条)</b>		
「人」の後に、「法人及び組織」との語を加えるよう求める。	本条は、個人が川、水路、ため池又は堰堤を使用することから生じた損害賠償を請求することについて規定するから、原則として個人、法人及び組織(の意味)を含むから、規定すべきではないと考える。	
<b>第10章 地役権</b> <b>(63) 第333条 地役権 (最新草案第339条)</b>		
水及び水資源法と整合させて規定するよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	<u>地役権とは、自然(タマサート)及び法律、契約又はその他の法律行為によって生じる応じなければならない(チンティートンニョンバム)実際の状態(サパワクワンベン)をいう。</u> <u>自然、法律によって生じる地役権は、この法典の328条と329条及びその他の法律</u>

		で定められている。
<b>(64) 第 343 条 地上権 (最新草案第 350 条)</b>		
第 343 条の地上権と、第 344 条の地上権の目的を、規定内容が不明確であり理解が難しいので改訂するように求める。	コメントのとおり修正することに同意する。	地上権とは、他人の土地を、 <u>その土地使用権の範囲内で、契約又はその他の法律行為</u> により、その者がその土地に自らの所有物たる何かを建築し、樹木を育て、及びその他の物を通して利益を得る為に使用する <u>全ての人の権利である</u> 。 <u>土地を使用して得られた利益はその土地を使用したものである地上権者に帰属する。</u>
<b>(65) 第 350 条 (地上権の譲渡)・第 351 条 (地上権の相続) (最新草案 357-358 条)</b>		
問題を生じさせるので 350 条及び 351 条は削除するように求める。	保存するべきと考える。なぜなら、地上権は合意に基づき譲渡又は相続を行うことができるからである。これに違反する問題の解決方法はすでに一般原則の規定がある。地上権は定めた期間内に相続することができる。	地上権は相続(スープトート)することができる。 <u>ただし、契約その他の法律行為に別段の定めがある場合はこの限りでない。</u>
<b>第 V 編 契約内債務</b>		
<b>第 2 章 契約の締結</b>		
<b>(66) 第 364 条 条件付契約 (最新草案第 29 条)</b>		
第 2 項と第 3 項とを統合し、「契約は、条件が発生した時に、効果を生じさせ、または契約を終了させる条件を規定することができる」との一つの項にするよう求める。	コメントのとおり修正することに同意する。 <u>しかしながら、条文の内容は、より一般的な規定とするために、条件付契約から条件付法律行為に修正され、第 1 編に移動した。</u>	29 条「 <u>条件 (ヌアンカイ) 付法律行為</u> 」 <sup>26</sup> <u>条件付法律行為とは、不確実なあらゆる出来事(ヘットガンダイヌンティーパーネーノーン)を条件として定める法律行為であり、それによって法律行為を適用可能(サイダイ)とし又は終了させるものである。</u>
<b>(67) 第 367 条 報償の提示 (最新草案第 372 条)</b>		
賄賂との違いを明らかにするため <sup>27</sup> 、より明確に簡潔に規定するよう求める。	そのまま保存するべきだと考える。なぜなら、報償の提示は、様々な方法、例えば、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる公開、継続に社会に対して広告、告示する形式の提示であるから、賄賂と異なる。(賄賂は)非公開で秘して他人にわからないようにするものである。 例：行方不明の動物、遺失物などの発見者に対する報償；電話代のスクラッチカードを消した時、誰かが賞に当たれば、提示に基づきその賞を受けることになる。	
<b>第 4 章 契約の履行</b>		
<b>(68) 第 378 条 負債の支払の順序 (最新草案第 383 条)</b>		
企業倒産法と同様に規定すべきである。	規定するべきではないと考える。なぜなら、2つの法律は違った目的に適用するからである。379 条 <sup>28</sup> は、同一の機会に締結した契約から生じる債務の支払優先順位に関するものであり、債務の支払優先順位に関する紛争がある場合、例えば、債務者が一部の債務を支払った場合でまだ利息又は元金を支払することについて規定していない場合、本条に従って実施する。 そして、企業倒産法に基づく債務の支払いとは、企業の債務の支払いであり、企業が債務を負い、解決できないことによって裁判所から倒産宣告	

<sup>26</sup> 民法典施行版では、「出来事を条件とする法律行為」という標題に改められた。

<sup>27</sup> 金銭の授受を伴うものであるための懸念であると思われる。

<sup>28</sup> 378 条 (民法典施行版 383 条) の誤り

	<p>をされ、そして支払優先順位を決められたことである。</p> <p>例：AはBから3%の利息付1千万のお金を借りた。その後、Aは5百万を支払ったが、その支払が元金に対するものか利息に対するものか伝えなかった。よって、本条に基づき実施することとなる。</p> <p>裁判所からの確定判決に基づき倒産した企業の債務支払の優先は、法律に基づいて債務を支払し、1994年企業倒産法第44条に従って実施する。</p>	
<b>(69) 第381条 契約履行の困難に関する通知（最新草案第386条）</b>		
<p>契約の履行が困難（ニユンニャーク）となることを回避するため<sup>29</sup>、第1項第3文の「適切な時期」についてより具体的な時期を記載すべきである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、契約の履行から生ずる困難さはそれぞれ異なる特徴と状況を有しているから、具体的な時期について規定することは一貫性がない。このような規定は契約当事者に契約内で譲歩することを要求することを求めるものである。</p>	
<b>第8章 債権者及び債務者の変更</b>		
<b>(70) 第397条 債務者の変更（最新草案第402条）</b>		
<p>もし債権者が合意しない場合には、債務者を変更することはできない、との項を追加すべきである。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、この条文の趣旨は、債務者に、自己の債務を新しい債務者に移転する権利を付与した点にあるからである。</p>	
<b>第10章 契約の種類</b>		
<b>A 売買契約</b>		
<b>(71) 第404条 違法に得た動産の契約（最新草案第409条）</b>		
<p>「買い主は、売り主に対してその動産の代金を返還するよう主張することができるが、裁判所に訴える権利はない」との部分削除し、「買い主と売り主は、法に従い訴えを提起される（チャトゥホンフオーンダムヌンカディ）」と規定するように求める。</p> <p>第2項を第1項にし、第1項を第2項にするよう求める。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、この条は、不当な不動産の売買取引に関する民事問題のみ規定するものである。刑事面は刑法典に規定する。</p> <p>入れ替わるべきではない、保存すべきだと考える。なぜなら、この条の規定は複数の法律に整合し、条文の位置の順番もロジック的に正当であり整合しているからである。善意の場合を先にし、悪意の場合を後に規定する。</p>	
<b>C サオソー契約</b>		
<b>(72) 第409条 サオソー契約（最新草案第414条）</b>		
<p>第2項について、「サオソーの日の合意に従う」との点について「サオソー契約の合意に従う」とするよう求める。</p> <p>第3項について「アク」<sup>30</sup>との語を加えるよう求める。</p>	<p>修正することに同意する。</p>	<p>サオソー契約は、サオソープロバイダー（プーハイサオソー）が製品（シンカー）をサオソー利用者（プーサオソー）に貸し（アオ…ハイ…サオ）、サオソー利用者は、当該物の価格を支払回数に従って完全に支払ったときに借りた物（サップシンコーン）の所有権を取得する契約当事者の合意である。</p> <p>サオソーの価格はサオソー契約の日の合意に従う</p> <p>契約は書面でなければならない。</p>
<b>G 消費貸借契約</b>		
<b>(73) 第425条 消費貸借の利子（最新草案第431条）</b>		
<p>第2項について、銀行またはその他の金融機関以外にて可能な消費貸借に関する種類など、より正確に記載するように求</p>	<p>本条は金融機関以外の消費貸借を促進することを意味しない。民法典における銀行以外の消費貸借の規定は日</p>	<p>合法的に設立された銀行またはその他の金融機関からの金銭消費貸借は、貸与した銀行または金融機関の規則（ラビヤップガ</p>

<sup>29</sup> 契約の履行が困難なときに通知を発しなければならない旨規定した条文であるので、コメントの意味は不明瞭。

<sup>30</sup> ラオス語の問題。

<p>める。抜け穴が生じるのを避けるために規定すべきである。このような規定は金融システムの外の消費貸借を法が承認することになる。</p> <p>最終項について、「銀行は承認しなければならない。利子は銀行利率を超えてはならない」と追加すべきである。</p> <p>違法に貸金を行う人及び法人は、法に従い訴追される（チャトゥホンフオンダムヌンカディ）、との項を追加するよう求める。</p>	<p>常生活のために個人同士の間で消費貸借を行う意味をする。例えば、家庭のビジネスのための消費貸借、家庭内の経費に収めるための消費貸借などであり、金融機関以外の消費貸借を促進するという意味ではない。なぜなら、当該消費貸借は銀行の利率より高く定めることを許可しないからである。</p> <p>規定するべきではないと考える。なぜなら、外国及び国際の金融機関からの消費貸借は契約当事者間の合意によるものである。</p> <p>この点は規定しない。なぜなら、民法典において民事の問題のみ規定するものである。提案した点は刑法典第297条第298条に規定している。</p> <p>利息の規定は刑法典の第298条と整合するように改正した。</p>	<p>ーン)に従って履行しなければならない。</p> <p>銀行またはその他の金融機関以外の消費貸借においては、利息の計算は年36%を超えてはならない</p> <p>消費貸借については、利子を元本に組み入れることはできない。</p> <p>契約上の履行期が到来しても貸し主が借り主から適切に金銭又は物を受け取ろうとしないときは、利息は計算しない</p> <p>外国機関又は国際機関の消費貸借の利子については、当事者間の合意に従う。</p>
<p><b>J コンセッション契約</b> <b>(74) 第433条 コンセッション契約 (最新草案第439条)</b></p>		
<p>コンセッションの種類、コンセッション契約の当事者、コンセッションの終了時期、コンセッション契約の無効について追加することを求め、投資法に合わせて「鉱山」について「採鉱」、「電力」について「電力資源の開発」と規定し、関連法に合わせて「航空」「通信」について規定するよう求める。</p> <p>「土地コンセッション」の後に、特別経済区及び輸出産業区の開発について追加するよう求める。</p>	<p>提案の通りに改正する。</p> <p>コンセッション契約の当事者の変更に関しては2016年投資促進法第47条に規定している。</p> <p>コンセッション契約の無効及び終了はこの民法典の契約の一般原則(例えば、第375条無効な契約及び第399条契約の終了など)に従って実施させる。</p> <p>提案のとおり改正する。</p>	<p>コンセッション契約とは、契約当事者間の合意であり、そこでは政府から委任を受けた国家機関又は国営企業(ウイサハキットコンラット)が法人との間でコンセッション契約に署名するのであり、それは国家所有権及びその他の国家の権利を使用することの許可を規則に沿って国家から与えられることを伴うような投資事業に関するものであり、そしてそれは何らかの開発及び事業、例えば土地のコンセッション、特別経済区及び輸出産業区の開発、採掘、電力資源の開発、航空(サーイガーンビン)及び通信(トーラキット)のコンセッションである。</p> <p>コンセッション契約は書面形式で作成しなければならない。</p>
<p><b>(75) 第434条 契約当事者の権利及び義務 (最新草案第440条)</b></p>		
<p>「規則」の前に「法律」と追加するよう求める。</p>	<p>修正することに同意する。</p>	<p>コンセッション契約の当事者はラオス人民民主共和国の関係法令に沿って(ドイゾートコーン)自らの権利及び義務を規定できる</p>
<p><b>K 寄託契約</b> <b>(76) 第438条 ホテル又はゲストハウスの主人の責任 (最新草案第445条)</b></p>		
<p>現実と整合していないので再度改訂するよう求める。例えば、宿泊客が現にいた部屋で物が盗まれたが知らない場合である。</p>	<p>保存するべきだと考える。なぜなら、このような規定は(現実)に整合しているからである。金銭、ゴールド又は装飾品などの価値がある物は人の体に付いている物であり、ホテル又はゲストハウスのオーナーは宿泊客の持っている物の数が少ないか多いかわからないから、通知及び預かりがなければ、宿泊客の自己責任になる。</p> <p><u>いずれにしても、この条はもっと明確、簡潔にさせるため、内容を改正した。</u></p>	<p>ホテルまたはゲストハウスの主人は、乗り物(バーハナ)の所有者がホテル又はゲストハウスの主人に通知(ジェーン)していた場合、宿泊客(ゲークティーマーバクサオ)の乗り物の損害(クワームシアハーイ)に対して責任を負う。</p> <p>貴重品、例えば銀、金又はその他の高価な装飾品などについては、物の所有者が通知してホテル又はゲストハウスの主人に預けた場合、ホテル又はゲストハウスの主人に責任を負わせる。</p>
<p><b>N 建設請負契約</b> <b>(77) 第447条 施主の権利及び義務 (最新草案第454条)</b></p>		

<p>施主の権利について、第1項第1号の「技術水準」の後に「設計」との語を追加するよう求める。</p> <p>施主の義務について、第2項第1号の「価格」の後に「支払期限」を加える。</p>	<p>修正することに同意する。</p>	<p>施主は以下の権利を有する：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築された物(シンティードイコーサーン)を検査(クワッカーブン)する。建築された物が契約の条件を満たさない又は沿っていないために、建築物を技術水準及び設計に満たない又は既に故障したものにしているときは、施主は請負人に対して適切(アングワン)な期間内に解決(ゲーカイ)若しくは修理(ソームペーン)するよう通知し又はその修理(ボワペーン)を自らの材料(ワッサドゥコーサーン)若しくは車両(パーハナ)で負担したときは損害賠償を請求(トゥワンアオ)する権利を有する</li> <li>2. 施主は、請負人が上記の解決又は修理(ソームペーン)を期間内にしないときは、契約を解除して損害賠償を請求することができる(アーチャ…コダイ)</li> </ol> <p>施主は以下の義務を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約で合意した価格及び支払期限に従って建築料を払う</li> <li>2. 品質を備え、技術水準を満たし且つ契約で定めた期限に従って(ハイタンタームガムノットウエラー…)、材料及び車両(パーハナ)を用意(ジャッハー)しなければならない</li> <li>3. 加えて(ノークナン)、施主は特別法に定めるところに従わなければならない。</li> </ol>
<p><b>(78) 第 448 条 請負人の権利及び義務 (最新草案第 455 条)</b></p>		
<p>請負人の権利について、第1項第2号の「価格」の後に「支払期限」を加える。</p>	<p>修正することに同意する。</p>	<p>請負人は以下の権利を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指示(サムネナム)に従うことができず又は施主の材料(ワッサドゥコーサーン)若しくは車両(パーハナ)が技術水準を満たさず、使うことができない旨を施主に申し出る(サヌー)。施主が適切(アンモソム)な期間内に解決しないときは、請負人は契約を解除して損害賠償を請求する権利を有する</li> <li>2. 合意した価格及び支払期限に従って完成した建築の代金を請求する</li> </ol> <p>請負人は以下の義務を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施主の建築計画(ペープペーン)に従って、合意した期限に従って建築を行う</li> <li>2. 建築の材料(ワッサドゥ)又は車両(パーハナ)が施主の用意したものである場合、適切に維持管理(ポッパクハクサー)及び使用に責任を負う。その使用が適切でなかったときは、その者は責任を負い、更に(ノークチャークニー)施主に建築材料(ワッサドゥ)の利用の記録(バンシー)を提出し、残った建築材料(ワッ</li> </ol>

		サドゥ)を返還(ソン…クーン)する義務を負う
<b>(79) 第 449 条 建築物の品質の保証 (最新草案第 456 条)</b>		
<p>建築法を確認して、建築物(サブコーサーン)<sup>31</sup>との用語を確認するよう求める。</p> <p>第 1 項について新しい 448 条 5 号として置き換えるよう求める。</p> <p>第 2 項について 447 条の施主の権利に規定するよう求める。</p>	<p>修正することに同意する。</p> <p>規定すべきではない。なぜなら、個別規定によりすでに明らかであるからである。</p>	<p>請負人は、技術水準、規則(ラビヤップガーン)、特別法に従って建築物を保証しなければならない</p> <p>施主が建築物を受領した後、その建築物の中にまだ瑕疵(シンボッポーン)があることを発見したときは、保証期間がまだ満了していなければ、施主は請負人に何ら修理費用を払うことなく修理(ソームペーン)請求する権利を有する</p>
<b>0 雇用契約</b>		
<b>(80) 第 451 条 雇用者の権利及び義務 (最新草案第 458 条)</b>		
<p>雇用者の義務についてさらに 2 つの義務を追加するよう求める。</p> <p>1 点目は、技術向上のための訓練及び労働に関する情報を被用者に提供すること。</p> <p>2 点目は、福祉、年金等を被用者に提供し、病気に罹患した雇用者の賃金が削減されないようにしなければならないこと。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、民法典は権利と基本的な義務のみについて規定しており雇用者の個別の義務については関連法に規定すべきだからである。</p>	
<b>P 運送契約</b>		
<b>(81) 第 453 条 運輸契約 (最新草案第 460 条)</b>		
<p>多様な運輸契約の内容について規定するよう求める。</p>	<p>規定すべきではない。なぜなら、民法典においては一般的な運輸契約の意義がわかるために規定するだけであり、各形式の運輸は関係法に規定しているからである。</p>	
<b>(82) 第 454 条 運輸契約の種類 (最新草案第 461 条)</b>		
<p>もう一種類として、Tube transportation やオイルパイプラインを追加するよう求める。</p>	<p>この規定は追加すべきではない。なぜなら、一般的な原則によれば、運送契約は、陸上運送、水上運送、航空運送という 3 種類であるからである。電車による運送は陸上運送に加えることができる。</p>	<p>運送契約の種類は以下のとおりである</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 陸上運送 <u>電車による運送も含む</u></li> <li>2. 水上運送</li> <li>3. 航空運送</li> </ol> <p>各種類の運送の規則及び手続は特別法に定める</p>
<b>第 VI 編 担保</b>		
<b>(83) 第 463 条 担保 (最新草案第 510 条)</b>		
<p>被担保債権は消費貸借またはサオスー契約に限定するよう修正を求める。</p>	<p>被担保債権は消費貸借またはサオスー契約に限定するよう修正すべきではない。なぜなら、全ての種類の契約(から発生した債権)に関し契約当事者に応じて担保を設定できるからである。例えば、建築請負契約、売買契約、サービス契約、運送契約についてである。</p>	
<b>第 3 章 法律による担保</b>		
<b>(84) 第 471 条 (複数の担保に供される一つの物) (最新草案第 524 条)</b>		
<p>この条項において担保権者の優先順位について規定するよう求める。</p>	<p>この条に優先順位を規定するべきではないと考える。なぜなら、この条は一つの物を使用して複数の債権者又は複数の担保に供されることについて説明する目的である。一方、誰が債務を支払われるかに関する担保の優先順位はすでに第 470 条<sup>32</sup>に規定している。</p> <p>例：A の土地は 20 億キープの価格を有する。A はその土地を B に 5 億キープ</p>	<p><u>一つの物は、一人又は複数の債権者のために債務の返済又は義務の履行の担保として、その物の価額が債務または義務の価額より多い場合に、担保設定することができる。但し、別の合意がある場合又は法律の別途の定めがある場合を除く。</u></p> <p><u>物を担保登録した債務者は、それ以降の債権者に対して、その物がすでに債権者との間で担保設定されていることを書面で通知しなければならない。</u></p>

<sup>31</sup> ラオス語の問題。建築物(シンコーサーン)に修正すべきとの趣旨。

<sup>32</sup> 民法典施行版 524 条

	<p>ブ、Cに10億キープ、Dに1億キープで担保を供した。</p> <p><u>いずれにしても、この条はもっとわかりやすくするために言葉を再整理した。</u></p>	<p><u>担保設定された債権者が優先権を取得するには、この法典の523条が定める担保手続に従って行わなければならない。</u></p>
<p><b>第Ⅶ編 契約外債務</b>  <b>第2章 不法行為</b>  <b>(85) 第529条 動物の所有者又は占有者の責任 (最新草案第488条)</b></p>		
<p>第3項の「その後その第三者に返還を請求する」との部分について削除し、「第三者は動物の所有者がすでに支払った損害賠償に対する支払を行わなければならない」と規定するよう求める。</p>	<p>規定するべきではないと考える。なぜなら、このような規定は、動物の所有者又は占有者の責任であり、当該者は損害を起こした第三者に対して損害賠償を請求する権利を有することについて明らかにするために規定するものである。</p>	
<p><b>(86) 第533条 建築請負人の損害に対する責任 (最新草案第492条)</b></p>		
<p>この条項を448条の請負人の義務の条項の中に規定するよう求める。</p>	<p>移動するべきではないと考える。なぜなら、本条は契約上の合意がなく生じたことに対して責任を負う規定だからである。第448条(新草案第455条)は契約に基づく責任又は義務である。例えば、ある個人の家の近くにビルを工事しており、ビルより低い家の屋根に木材が落ちてぶつかった。その家の屋根が被害、故障を受けたから、工事の請負人は責任を負わなければならない。</p>	
<p><b>第Ⅷ編 相続</b>  <b>第3章 遺言による相続</b>  <b>(87) 第580条 文書による遺言で財産を受け取ることができない者 (最新草案第595条)</b></p>		
<p>3号において、遺言起草者の夫または妻は、財産を受け取ることができるように修正するよう求める。</p>	<p>この遺言起草者の夫又は妻は他人という意味であり、財産の所有者ではない。よって、「財産を受け取ることができる」を規定すれば、遺言起草者にとって自分の夫又は妻に利益をもたらすことになる。いずれにしても、遺言により財産を受け取ることができない者は、法律により遺産を受け取ることができる。</p>	
<p><b>第4章 遺産請求の時効</b>  <b>A. 遺産の承継及び放棄</b>  <b>(88) 第593条 遺産請求の時効 (最新草案第608条) 及び第595条 遺産の承継 (最新草案第610条)</b></p>		
<p>遺産所有者が死亡したときなのか、遺産の承継をしたときなのか、正確にはいつからなのか規定すべきである<sup>33</sup>。この2つの条文は一貫していない。</p>	<p>2か条はそれぞれ違った目的を持っている。第593条(新草案第608条)、これは取得した所有権を請求することに適用するものである。第595条(新草案第610条)、これは遺産を受け取る意思を表すことに適用するものである。</p> <p><u>いずれにしても、遺産所有者が死亡した日から起算することである。</u></p>	
<p><b>第5章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任</b>  <b>B. 遺産所有者の負債に対する相続人の責任</b>  <b>(89) 第610条 負債の支払 (最新草案第625条)</b></p>		
<p>第1項と第2項とが矛盾しているので改めて規定するよう求める。</p>	<p>二つの項にはそれぞれ違った目的を持っている。第1項は相続人の債務に対する責任を負うことについて規定する。第2項は相続人又は遺産管理者</p>	

<sup>33</sup> 「相続の開始」が遺産所有者(被相続人)の死亡時なのか、遺産承継時なのか、という趣旨と思われる。

	<p>はまずすべての債務を支払ってから、遺産を分割することになる。</p> <p><u>よって、第 625 条の規定は整合していると考える。</u></p>	
<p><b>第Ⅸ編 最終条項</b>  <b>(90) 第 614 条 執行機関 (最新草案第 629 条)</b></p>		
<p>第 1 項第 1 文において、調査機関について規定するよう求める。</p> <p>第 1 項第 2 文において、「この民法典」という記載の仕方について指摘 (ラオス語の問題)</p>	<p>民法典は社会に対して一般的に効力を発生する法律である。よって、本条の規定は整合していると考える。一方、民法典はどこかの省または機関の法律である場合は執行責任者がどの組織機関かについて規定する。例えば、2004 年女性開発保護法には政府及び中央女性同盟が実行責任者であることを規定する。</p> <p>提案の通りに改正する。</p> <p><u>いずれにしても、憲法及び他の法律と整合するために (内容を) 整理した。</u></p>	<p>ラオス人民民主共和国の政府、最高人民裁判所、人民最高検察組織が<b>この法典を執行する</b></p> <p>ラオス人民民主共和国(LaoPDR)で暮らし(ダムロンシウィット)又は事業、商業若しくは技能を行うラオス人民、外国人、永住外国人<b>及び無国籍者及び全ての組織</b>は、この法典を尊重(カオロップ)し、履行しなければならない。</p>

## 民事関連分野の法律及び法令\*

番	法律リスト <sup>1</sup>	成立日	公布日	改正	備考
1	憲法	2015年12月8日 国民議会12号	2015年12月15日 国家主席214号	2015	
2	刑法  刑法典	2005年11月9日 国民議会11号  2017年5月17日 国民議会13号	2005年12月9日 国家主席142号  2017年6月26日 国家主席118号	2017	
3	所有権法	1990年6月27日 国民議会90号01	1990年7月27日 国家主席40号		
4	家族法	2008年7月26日 国民議会98号	2008年8月18日 国家主席112号	2008	
5	相続法	2008年12月8日 国民議会222号	2008年12月18日 国家主席237号	2008	
6	担保法	2005年5月20日 国民議会29号	2005年5月25日 国家主席48号	2005	
7	土地法	2003年10月21日 国民議会48号	2003年11月5日 国家主席61号	2003	
8	契約内外債務法	2008年12月8日 国民議会221号	2008年12月18日 国家主席236号	2008	
9	家族登録法  家族登録法	2009年11月27日 国民議会204号  2018年6月14日 国民議会85号	2009年12月16日 国家主席166号  2018年7月31日 国家主席203号	2009  2018	
10	公証法	2009年11月26日 国民議会203号	2009年12月16日 国家主席165号	2009	
11	国籍法	2004年5月17日 国民議会5号	2004年6月15日 国家主席38号	2004	
12	民事訴訟法	2012年7月4日 国民議会75号	2012年8月1日 国家主席235号	2012	
13	知的財産法	2011年12月20日	2012年1月16日	2011	

\* 翻訳：ユア・ソン（JICAプロジェクトスタッフ），入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注のコメントは入江による。

<sup>1</sup> 担保法の実施に関する首相令（2011年6月10日・178号／首相）が抜けている。

		国民議会 17 号	国家主席 54 号		
14	国家財産法	2012 年 7 月 5 日 国民議会 76 号	2012 年 12 月 28 日 国家主席 237 号	2012	
15	企業法	2013 年 12 月 26 日 国民議会 55 号	2014 年 1 月 28 日 国家主席 65 号	2014	
16	投資促進法	2009 年 7 月 8 日 国民議会 132 号	2009 年 7 月 20 日 国家主席 75 号	2009	
17	国立銀行法	1995 年 10 月 14 日 国民議会 14 号	1995 年 12 月 26 日 国家主席 29 号	1995	
18	商業銀行法	2006 年 12 月 26 日 国民議会 22 号	2007 年 1 月 16 日 国家主席 2 号		
19	保険法	2011 年 12 月 21 日 国民議会 22 号	2012 年 1 月 16 日 国家主席 59 号	2011	
20	労働法	2013 年 12 月 24 日 国民議会 21 号	2014 年 1 月 28 日 国家主席 68 号	2013	
21	規格法	2014 年 7 月 18 日 国民議会 7 号	2014 年 9 月 10 日 国家主席 181 号	2014	
22	陸上運輸法	2012 年 12 月 12 日 国民議会 36 号	2013 年 1 月 17 日 国家主席 30 号	2012	
23	環境保護法	2012 年 12 月 18 日 国民議会 41 号	2013 年 1 月 17 日 国家主席 26 号	2012	
24	児童の権利と利益保護法	2006 年 12 月 27 日 国民議会 5 号	2007 年 1 月 16 日 国家主席 4 号	2006	
25	水生・自然動物法	2007 年 12 月 24 日 国民議会 100 号	2008 年 1 月 14 日 国家主席 5 号		
26	水及び水資源法  水及び水資源法	1996 年 10 月 11 日 国民議会 5 号  2017 年 5 月 11 日 国民議会 10 号	1996 年 1 月 2 日 国家主席 126 号  2017 年 6 月 22 日 国家主席 115 号	1996  2017	
27	森林法	2007 年 12 月 24 日 国民議会 99 号	2008 年 6 月 14 日 国家主席 4 号		
28	国家遺産法	2013 年 12 月 24 日 国民議会 22 号	2014 年 1 月 28 日 国家主席 62 号		
29	電気法	2011 年 12 月 20 日 国民議会 19 号	2012 年 1 月 16 日 国家主席 56 号	2011	
30	外国人及びラオス人の間の婚姻に関する首相令		1994 年 12 月 16 日 首相 198 号	1994	

31	養子縁組に関する首相令		2014年6月12日 首相194号	2014	
32	協会に関する首相令		2009年4月29日 首相115号	2009	
33	財団に関する首相令		2011年5月29日 首相49号	2011	
34	質に関する首相令		2002年2月2日 首相10号	2002	
35	2007年土地登記に関する規則500号	2007年5月9日 首相府国家土地管理庁 500号			

### 民法典起草において参考として使用した諸外国の民法典

1. ベトナム民法典
2. 日本民法典
3. タイ民商法典
4. カンボジア民法典
5. フランス民法典
6. ドイツ民法典
7. ロシア連邦民法典

2018年12月5日・6日における第VIII回国議会議員から民法典草案に関する意見（提案）に対する説明表\*

提案事項（条項）	国民議会からの提案	改訂する又は改訂しないことの理由
第1条 目的	「この法典」の言葉を「この民法典」に変更することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、複数の民法典が存在すると誤解させないため（一つしかない）であり、そして、様々な法律において、この条文には、「この法律」という言葉で最初に規定しているからである。
	「 <u>ガーンガムヌーグークン（発生）</u> 」という言葉に「 <u>キョカッパ（について）</u> 」の後ろに追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、「 <u>ガーンガムヌー</u> 」と「 <u>グークン</u> 」の言葉は同じ〔発生という〕意味を持つからである。
第2条 民法典	「例えば、物、所有権、家族、契約内外の債務、相続などである」これを削除することに提案する。なぜなら、もし記載すれば、全て（関係するものに）を包括していないからである。	提案に対して不同意だが、改めて言葉を整理した。
	「体系的に」の後ろに「 <u>民事関係に関する法律の条項</u> 」を追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
	書き方を改訂することに提案する。例えば、「 <u>民法典は民事関係に関する多様な法律及び条項を体系的に集約させた一つの法律である…</u> 」	提案の通りに同意する。
第3条 用語の説明	ある用語をもっと明確に説明することに提案する。例えば、第8号及び第10号はわかりにくく、まだ合致しない。	提案に対して不同意である。なぜなら、法的な原則の説明だからである。
	ある用語を追加に説明することに提案する。例えば、質、抵当、スー（男）及びその他など。	提案に対して不同意である。なぜなら、質（の定義）は第526条に規定され、抵当は第546条に規定されているからである。 「スー」に関しては民法典のすべての編に使用する言葉ではなく、そして、民法典第149条には家族法（第8条）に使う「 <u>スー [サオ]</u> 」の言葉の代わりに「 <u>パオサオ（男女）</u> 」の言葉を使用している。
第5条 民法典及びその他の法律の適用	第1項の内容を削除することに提案する。なぜなら、第1条の目的にすでに規定したからである。また、第3項を第1項にし、第2項を最後の項にすることによって内容を再整理することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、これは民事関係に関する他の法律の条項に対する原則である。
	この条の第2項と第630条第2項における内容が矛盾しているため、起草委員に再検討することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、第630条第2項と第5条第2項はそれぞれの目的に規定するからである。第5条第2項には、ある法律が民法典に矛盾する場合、民法典に基づき適用することを規定する。一方、第630条第2項には民事の法律行為（第15条の意味に従う）に関する適用である。
	第5条、第6条および第7条における内容が同じようなもののため、1つの条文として集約することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、3つの条文を適用する目的が違うからである。
第6条 実務慣習及び法律の類似する規定の適用	実務慣習の適用を再検討することに提案する。なぜなら、ある慣習は憲法及び法律に違反しないが、相手に対して困難及び損害を与えるため、法律があればそれを適用するべきだと考える。	提案に対して不同意である。なぜなら、（本条に）規定する慣習はまだ法律に規定がないものであるからである。
第8条 民事関係における基本原則	一つの項目を追加することに提案する。「執行における能力」	提案に対して不同意である。なぜなら、「執行における能力」は基本原則として定めることができないからである。
第15条 法律行為	「 <u>意思表示により発生する</u> 」の後ろに「 <u>書面的</u> 」の言葉を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、日常生活において必要であり、そしてこの法律の第21条は口頭の法律行為を認める。
第21条 形式	「 <u>口頭</u> 」を削除することに提案する。なぜなら、格差の発生をもたらす、そして第430	提案に対して不同意である。なぜなら、すべての契約は書面で作成しなければならないわけではないか

\* 翻訳：パイパディット・ケオハポン、入江克典（JICA長期派遣専門家）。脚注は入江による。

	条「消費貸借契約」に規定する「消費貸借契約は書面で作成しなければならない」に合致させるためである。	ら、法律に「書面でなければならない」の定めがあることを除く。例えば、この法律の第430条。
第30条 期限付法律行為	条文のタイトルを「 <b>期限がある法律行為</b> 」又は「 <b>時を条件とする法律行為</b> 」に改訂することに提案する。そうするともっとわかりやすくなる。	提案の通りに同意する。「 <b>時を条件とする法律行為</b> 」に変更する。
第4章 代理	この章の内容を改訂することに提案する。まず、「代理」の定義を、次に「代理人」又は「復代理人」そして代理人及び復代理人の権利と義務を規定する。	提案は既にこの章の構成に整合している。
第38条 復代理	何回まで復代理が可能かを規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、各回の復代理は本人の同意を受けなければならない、そして何回可能かは本人次第である。
第40条 代理人たる権限を有さない者による法律行為の効果	起草委員に再検討することに提案する。なぜなら、そもそも、行う者は代理人の権限を持っていない者であるから、規定する必要がない。意味がない。	提案に対して不同意である。なぜなら、代理人に成り済ますことを避け、本人の利益を保護するためである。
第73条 未成年の営業	営業の範囲を追加することに提案する。例えば、禁止される商売及びサービス、酒・ビール・タバコの商売及びサービスなど。	提案に対して不同意である。ただし、「 <b>及び法律に基づく</b> 」の言葉を追加した。
第89条 軍人、警察官の住所	タイトルを「 <b>防衛部隊及び治安維持部隊の住所</b> 」に改訂することに提案する。これの方が適切だと考える。	提案に対して不同意である。なぜなら、この条文の目的は人の住所についてであり、所属する場所は含まないからである。
	第2項において、混乱しないために、「 <b>その者が働いているところ</b> 」の言葉を「 <b>当該者の局、機関、事務所又は常駐するところである</b> 」に変更することに提案する。	提案の通りに同意する。
	最後の項を削除することに提案する。なぜなら、徴兵された兵士が兵隊の一部であるから。	提案の通りに同意する。
第90条 四人の住所	実務と合致するために、「 <b>矯正施設である</b> 」の後ろに「 <b>および刑務所</b> 」を追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
第91条 外国人、永住外国人又は無国籍者の住所	第1項において、「 <b>入国管理警察官に対して申告した</b> 」の後ろに「 <b>及び外国人管理警察官</b> 」追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
第92条 失踪	「連絡がなく2年間以上姿を消した」の期限について3年間に改訂することに提案する。なぜなら、2年間は短すぎる。	提案に対して不同意である。なぜなら、多数の外国の民法典にこのように規定しているからである。
	第1項において、「(裁判所の宣告) <b>があるとき</b> 」の後ろに「 <b>証明又は処分</b> 」を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、裁判所は請求に基づき証明又は処分することができない。民事訴訟手続きに基づき、完全に請求を検討しなければならないからである。
	最後の項に定める「戦争又は災害の場合は……」について不明確であるから、執行に対して便宜を図るため、明確に出来事が終了した日か又は探し終わった日かを明確に規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、原則としては、出来事が終了した日から起算する。
	(条文) 内容の構成が繋がるようにするためには、この条を第189条「夫または妻の自然による死亡」に複合することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、二つの条文はそれぞれの目的に規定されているからである。
第94条 失踪の登録及び第99条 裁判所の判決による死亡の登録	各種の登録について明確に「 <b>どこの郡なのか</b> 」を規定することに提案する。例えば、裁判所に申告する者の郡、申告者の住んでいる郡、死亡者の郡又は失踪者の住んでいる郡など。	提案の通りに同意する。
第125条 協会の設立申請	実行すること及び協会の設立において便宜を図るために、どこの機関が設立に対して許可するかという内容を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、法令において、協会と財団の設立について具体的に規定しているからである <sup>1</sup> 。
第131条 財団の活動範囲	財団の種類を追加に規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、財団は、協会と違って種類がなく、目的も違っているから、同

<sup>1</sup> 民法典施行後も協会に関する首相令（財団に関する首相令）の効力を残すことを示唆する記載がされている。

		様に規定することができない。
第 132 条 財団の 設立要件	「法律」の言葉の後ろに「規則」の言葉を追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
第 137 条 家族	定義を再度定める。なぜなら、実情に合致していないからである。ある家族には夫、妻又は子のいずれがない又は一人しかいない。「家族とは有効に家族登録があることによる社会の細胞である」の定義を規定するべき。	提案に対して不同意である。なぜなら、法律には有効な家族登録があることを明確に規定したからである。
第 145 条 婚約	「婚約（ガーンマンマイ）」のタイトルを変更することに提案する。意味的に適切ではないと考える。	提案に対して不同意である。なぜなら、現在の法律は「婚約」を規定しているからである。
	実施することにおいて便宜を図るために、「婚約」と「婚姻申込」の条文を統合することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この二か条は規定目的が違うからである。
	内容を再改訂することに提案する。婚約の記録をさせ、そして、保証するために男性側の財産又は価値がある物を女性側が預かることを規定するべき。	「財産又は価値がある物を女性側が預かる」提案に対して不同意である。なぜなら、強制的だからである。
	実施に格差が発生しないように、婚約の年齢が何歳で婚約できるかについて規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、本条の意味は、婚姻の要件を満たした 18 歳以上の成年者において、婚姻の準備が整っていないために、婚姻できるようになるまで〔婚約をすることにある〕。よって、期限を定めないようにした。
	最後の項を削除することに提案する。なぜなら、「法的な効力が発生しない」を規定すると、何も効果が生じないからである。	削除の提案に対して不同意である。なぜなら、規定した方がより明確となり、将来に生じる紛争を解決するためである。
	実行において困難しないようにこの条を削除することに提案する。	削除の提案に対して不同意である。なぜなら、男女にとつての選択肢となり、法律の範囲内で活動することを促進するからである。しかし、「要件」との用語を「一緒になるに至る（準備が整う）」の用語に変更した。
第 148 条 婚姻申込に基づく不履行から生じる損害の賠償	実行における便宜を図るために、どのような損害を賠償しなければならないかを明確に規定することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、発生した損害は実情及び損害内容によるものであり、多様な場合があるから、包括的に規定することは裁判において広い裁量で判断することを可能とするからである。
第 149 条 夫婦となる前の交渉	現在の実情に合致させるためにタイトルを「男女の交渉」に変更することを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この条は 2008 年家族法第 8 条における基本原則をそのまま保護しているからである。
	第 152 条に合致させるために、タイトルを「婚姻登録の前の交渉」に変更することを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この条は 2008 年家族法第 8 条における基本原則をそのまま保護しているからである。
	「ムアー スーサオ（男女…場合）」の言葉を「ムアー クーバオサオ（男女…場合）」又は「ムアー サイニイン（男女…場合）」に変更することを提案する。こちらの方が適切だと考える。	提案の通りに同意する。「スーサオ」の言葉から「バオサオ」の言葉に変更する。
	再改訂することを提案する。なぜなら、「女性は男性を夫にしない場合、精神的損害を修復する義務を負い、賠償金を支払わなければならない」は不適切である。	提案の通りに同意する。
	もっと具体的な内容を規定し、場合によって分けることを提案する。例えば、両側のいずれかは十分な証拠により悪いことしたとわかった場合、その者は全ての損害賠償を負う。	提案に対して不同意である。なぜなら、2008 年家族法第 8 条に基づき改訂したからである。
	第 2 項と第 3 項を統合し、書き方を再改訂することに提案する。例えば、「いかなる場合も、女性が妊娠している場合、男性は賠償金、出産費用、出産後費用及びその他費用を支払わなければならない、そして成人となるまで子を扶養する義務を負う」	提案に対して不同意である。なぜなら、第 2 項と第 3 項の規定目的が異なるからである。
	もう一つの項を追加することに提案する。例えば、「妊娠した場合において流産したと	提案の通りに同意する。本条の第 2 項に「流産」の言葉を追加する。

	き、男性は女性に面倒を見た上、損害を賠償する」	
第 151 条 婚姻の不許可	男女の間に年齢の差を規定することに提案する。例えば、年齢の差は 25 年以下にする。なぜなら、現在それがよく発生したからである。	提案に対して不同意である。なぜなら、成人である男女がお互いを好きになることは自発的なものだからである。
	「結婚したが、まだ離婚証明書がない者」の内容を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、これを既に第 150 条に規定したからである。
第 152 条 婚姻登録	第 2 項に「タムガーン (～する)」の言葉を削除する。無駄な言葉である。	提案の通りに同意する。
第 159 条 無効な婚姻の取消	第 1 項において、「夫又は妻の父母は…無効な婚姻の取消を申し立てる権利を有する」の規定を再検討することに提案する。なぜなら、[実情との] 乖離が発生する可能性があり、これは家庭の問題であるため、夫と妻のみに無効な婚姻の取消の申立権を与えるべき。	提案に対して不同意である。なぜなら、父母から無効な婚姻を申し立てることは第 158 条に定める事由があった場合によるからである。
第 176 条 離婚事由	第 4 号において、簡潔な内容をするために、書き方を再改訂することに提案する。例えば、「 <u>夫又は妻はお互いの合意がなく 3 年間以上僧(ピック)、見習僧(サーマネン)になる</u> 」	提案の通りに同意する。
	家族関係を保護するために第 7 号と第 9 号を削除することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、実情において夫又は妻の日常生活に影響を受け、例えば、一緒にいることができないほどの、非常に悪質の危険な病気にかかることや性交渉を持つことができないことなどの場合において、夫又は妻の権利を保護するためである。
第 181 条 婚前財産及び婚姻財産の分割	第 2 項において、分割が「5 分の 1」から「3 分の 1」に変更することを提案する。そうした方が適切だと考える。財産の金額が多くなっても、その財産は子にあげるから良い。	提案の通りに同意する。
第 182 条 未払婚姻贈答品	第 2 項において再検討することを提案する。女性が悪いこととしたとしても未払婚姻贈答品をもらうべきである。なぜなら、その前にお互いに合意をしたからである。悪いことをしたことは別の話であり、その後には解決しなければならない。	提案に対して不同意である。なぜなら、女性が違反したからである。この規定は正義に合致し適切である。
第 188 条 夫又は妻の死亡	「裁判所の判決による」の言葉から「 <u>裁判所の処分による</u> 」の言葉を変更することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、「裁判所の判決による死亡」の言葉は従来に使用してきた法律用語である。
第 189 条 夫または妻の自然による死亡	「 <u>その他の事情</u> 」の言葉 (の後ろ) に「 <u>裁判所の判決を申し立てる必要がない</u> 」の言葉を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、「 <u>その他の事情</u> 」の言葉は実際に通常の死亡という意味を表し、一方、裁判所の判決による死亡は死亡者の遺体が見つからないことである
	「その他の死亡」を追加することに提案する。例えば、「毒物を受けたこと、自殺及びその他」などが必要だと考えた時に規定することによって、もっと内容が明確になるためである。	提案に対して不同意である。なぜなら、死亡したとき、どんな事由にしても自然による死亡の意味に含まれるからである。
第 189 条 夫または妻の自然による死亡 及び第 190 条 夫又は妻の裁判所の判決による死亡	削除することを提案する。なぜなら、第 92 条「失踪」と第 97 条「裁判所の判決による死亡」において具体的に規定されたからである。	提案に対して不同意である。なぜなら、裁判所の判決による夫又は妻の死亡について明確にわかるからである。
第 192 条 共通の氏の使用の終了	「他方から異議がないときは」の言葉の後ろに「 <u>関係機関による許可を受けなければならない</u> 」の内容を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この手続は 2008 年家族登録法第 8 条に規定されているからである。
第 196 条 子の名前及び氏	「父又は母が氏を持っていない場合、父母の名前か又は誰の名前にすることができるか」という内容を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、本条は既に子の氏を決めることについて明確に規定したからである。他人の名前にすることは不適切である。
第 198 条 父であ	子であるの否認に関する内容も追加するこ	提案に対して不同意である。なぜなら、第 220 条に

ることの否認	とに提案する。なぜなら、子どもその人が父にするかどうかに対して否認する権利を有するべき。	において父である権利の剥奪が既に規定されているからである。
第 200 条 養子縁組を申請する者の要件	「養子縁組は二人以下にする」の内容を追加することに提案する。悪意を持つ者に対して人身売買に利用させないためである。	提案に対して不同意である。なぜなら、申請者は第 200 条に定める要件、特に経済的な要件及び養育における能力の要件、を満たせばよいと考える。
	第 9 号において、「夫及び妻の同意があること」について再検討することを提案する。なぜなら、実情に合致しないと考える。(例えば) 独身者が養子縁組を申請したい場合。	提案の通りに同意する。
第 217 条 子を世話、養育する父母の義務	最後の項に「裁判所にその子の養育費を減額するよう申し立てる」の後に「その減額は第 3 項の半額を越えてはいけない」の言葉を追加することを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、義務を負う者に対して子の養育費を減額する権利を与えるからである。但し、裁判所の判断による。
第 219 条 父母及び子の財産	「父母がまだ生きており、子に財産を引き渡した。しかし、子が父母の面倒をみる義務を履行しないとき、父母はその財産を取り返す権利を有する」の内容をもう一項として追加することを提案する。なぜなら、この問題は現在良く発生する。	提案に対して不同意である。なぜなら、この提案はこの法の第 424 条に規定されたからである。
第 222 条 未成年後見人の選任の方法	第 2 項において、「別の未成年後見人の任命」の言葉の後に「子の合意を受けなければならない」の言葉を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。しかし、第 2 項に適切な文章に改訂した。内容が十分及び簡潔にするために「 <u>近親者…村長…</u> 」の文章を追加した。
第 256 条 所有者でない者の使用権	実行において便宜を図るために引用する法律は、いずれの法律かについて明確に定めることを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、民法典において一般の原則を定めるものであるから、詳細に関しては特定の法律に定める。
第 302 条 遺失物に関する礼金又は報酬及び費用の補償	礼金又は報酬が 15 パーセントを決めることについて、実行において便宜を図るために実際の金額で計算して決めること、例えば、20 パーセント。	提案に対して不同意である。なぜなら、実際の金額で計算して決めることは実行において困難であるから、現在の 1990 年法の定めのように「 <u>多くても</u> 」の言葉を追加した <sup>2</sup> 。
第 324 条 フェンスの設置	再規定することを提案する。例えば、「土地の所有者その土地の範囲内でフェンスを設置することができるが、隣接地の境界及び道路法並びに都市計画法に定める道路の保留地を越えてはならない。そして、自然の水が流れる溝及び排水溝に妨害してはいけない。」	提案の通りに同意する。しかし、もっと良くするために、言葉と文章を改訂した。「 <u>法律の規定に基づき、隣接地の境界及び道路の保留地を越えてはならない</u> 」を追加した。
第 326 条 家の建築又は植樹の範囲	第 2 項において、「損害を与えないように」の言葉を「悪影響にさせないように」の言葉に変更することを提案する。	提案の通りに同意する。本条の第 2 項に「 <u>又は影響を生じさせる</u> 」の言葉を追加した。
	第 2 項において、「交通に障害を生じさせる」の言葉の後に「他人に対して損害又は影響を与えたとき、樹木の所有者は損害の全額賠償を負わなければならない」の言葉を追加することに提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、既に第 327 条に規定したからである。
	(本条と) 第 330 条を統合することに提案する。なぜなら、意味は同一だが、お互いに矛盾しているから、2 か条を統合し、内容を再改訂する。	提案に対して不同意である。なぜなら、2 か条が規定目的及び適用が違っているからである。第 326 条は「家の建築又は植樹の範囲」について、第 330 条は「家の建築及び建造物の建設」について規定する。
第 431 条 消費貸借の利子	第 2 項において、利子の設定について、年間 36 パーセントは高いと考えるから、再検討を提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、刑法典は最高の利子が年間 36 パーセントを規定したから、このように規定することは刑法典と整合したと考える。
	最後の項において、履行における格差が生じないように、利子を明確に規定することを提案する。	提案に対して不同意である。なぜなら、外国機関又は国際機関からの金銭消費貸借においては交渉に基づく。
第 434 条 貸借契約	問題が発生したとき、(解決の) 便宜を図るために、「期限を定めず」の言葉の後に「期限を定める又は…」を加える。	提案に対して不同意である。なぜなら、第 2 項において期限の定めない物の貸借に対する目的である。しかし、もっと明確及びわかりやすくするために、書き方を再改訂した。
第 436 条 貸借物	第 2 項において、車のオーバーホールにつ	提案の通りに同意する <sup>3</sup> 。

<sup>2</sup> 1990 年所有権法

<sup>3</sup> 民法典施行版でも変わらず車のオーバーホールは貸借人の義務になっている。

の使用及び修理	いて賃貸人が義務を負うことは不適切だと考える。賃借人が車を使って故障させ、車のオーバーホールが必要とされた場合、これは賃借人の義務にするべき。	
第 445 条 ホテル又はゲストハウスの主人の責任	第 1 項の「ホテルまたはゲストハウスの主人は、乗り物の所有者がホテル又はゲストハウスの主人に通知していた場合、宿泊客の乗り物の損害に対して責任を負う」との規定は不適切である。通知しなくても責任を負うべき。	提案に対して不同意である。なぜなら、通知しないことはホテル又はゲストハウスの主人に対して格差が生じ、不公平である。
第 447 条 委任者の権利及び義務	第 1 項第 2 号において、「指示(カムネナム)に従わず」の言葉から「契約に定めた要件に従ず」を変更することに提案する。これの方が適切である。そして、第 448 条「受任者(プーハップモーブマイ)の権利及び義務」も同じくする。	提案に対して不同意である。なぜなら、委任者の指導と委任契約の要件が違い、両方とも履行しなければならないからである。しかし、(条文が)簡潔にさせるために「又は契約の内容」の言葉を追加した。
第 524 条 複数の担保に供される一つの物	体系的及びわかりやすくするためにこの条を第 523 条の前に移動することを提案する。	提案の通りに同意する。
	第 2 項において、「物が次に担保設定すること及び既に担保設定されていることについて、その前の債権者及びそれ以降の債権者に通知しなければならない」の内容を改訂することに提案する。なぜなら、これは両側の利益に関係することだと考える。	提案の通りに同意する。
	一つの物が複数の担保に供するべきではない。なぜなら、実行において格差が生じ、困難をもたらす。一方、複数の担保に供することができることを定める場合はより具体的に、明確、簡潔に規定するべきである。	提案に対して不同意である。なぜなら、事業者及び国民に対してリース及び資金へより簡単にアクセスできる状況を作るため。これまで、少ない金額で、一回で金借りたが、債務者は既に担保設定されている財産をもう一度担保設定することができない事例がある。なぜなら、先行する債権者は〔続く担保設定を〕許可せず、既に物を占有していたからである。このように事業及び経済の発展に資する状況となっていない。
第 533 条 書類による質	第 1 項において、「動産所有権の証明書類を債務者に受け渡すこと」の言葉の後ろに「原本」の言葉を追加することに提案する。	提案の通りに同意する。
第 630 条 発効	「官報に掲載した後 365 日後に効力を有する」の規定について、法令制定法の規定に矛盾していると考えられる。	提案の通りに同意する。